

涌谷町

高齢者福祉計画・
第8期介護保険事業計画



令和3年3月

涌谷町



目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	3
第1節 計画策定の背景と趣旨	3
第2節 計画の法的根拠	5
第3節 他の計画との連携	6
第4節 計画の期間	6
第5節 策定体制	6
第2章 涌谷町の高齢者を取り巻く現況と将来の見通し	7
第1節 高齢者人口・高齢者世帯等の状況	7
第2節 介護保険事業に係る推移	10
第3節 後期高齢者医療に係る推移	14
第4節 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の整備状況	16
第5節 アンケート調査からみる高齢者等のニーズ・意識	17
第6節 計画の振り返り	26
第7節 総人口・第1号被保険者数、要介護認定者数の推計	36
第3章 計画策定における課題の整理	38
第1節 課題の整理	38
第4章 計画の方向性	40
第1節 基本理念	40
第2節 基本目標	41
第3節 涌谷町における地域包括ケアシステムについて	42
第4節 施策の体系	43
第5節 日常生活圏域	43
第2部 各論	45
第1章 介護保険サービスの充実	47
第1節 介護保険サービスの基本方針	47
第2節 介護保険の円滑な実施	47
第2章 地域支援事業の充実	51
第1節 介護予防・日常生活支援総合事業	51
第2節 一般介護予防事業	53
第3節 包括的支援事業・任意事業	55
第3章 高齢者保健・福祉施策の充実	66
第1節 高齢者の健康の保持・増進	66
第2節 地域での自立した生活支援	68
第3節 地域の連携強化	69
第4節 ボランティア活動の支援	70
第4章 生きがいつくり・交流の推進	71

第1節	スポーツ・レクリエーション、学習趣味活動の充実	71
第2節	交流活動の促進	73
第3節	クラブ活動等への支援強化	73
第5章	地域で安心して生活できる環境整備	74
第1節	災害時の支援体制の整備	74
第2節	住環境の整備	75
第3節	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備	76
第3部	介護保険事業の見込み	77
第1章	介護保険サービス事業量の設定	79
第1節	介護保険サービス事業量設定の基本的な考え方	79
第2節	居宅サービス	81
第3節	地域密着型サービス	86
第4節	施設サービス	88
第2章	介護保険事業費、介護保険料の見込み	89
第1節	介護保険事業費の見込み	89
第2節	第1号被保険者保険料の見込み	91
第4部	計画の推進	97
第1章	計画の推進体制	99
第1節	推進体制の充実	99
第2節	住民参加の推進	99
第3節	介護保険事業の周知と計画の公表	99
第4節	進捗状況の点検・評価	99
第2章	介護保険の円滑な制度運営のための方策	100
第1節	地域包括ケアシステムの構築	100
第2節	ケアマネジメント機能の強化	100
第3節	介護予防・認知症対策の積極的な推進	100
第4節	介護人材の確保及び業務効率化の取組	100
第5節	感染症対策に係る体制整備	101
第6節	国・県による市町村支援	102

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

第2章 涌谷町の高齢者を取り巻く現況と将来の見通し

第3章 計画策定における課題の整理

第4章 計画の方向性

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の趣旨

世界に例をみない速度で高齢化が進行している我が国において、「団塊の世代¹」が後期高齢者となる令和7（2025）年、また「団塊ジュニア世代²」が高齢者となる令和22（2040）年頃まで、一層高齢化は進むことが見込まれており、進行が続く超高齢社会への対応が大きな課題となっています。

超高齢社会においては、健康づくりの総合的推進や介護サービスの充実、年齢にこだわらず働ける社会の実現に向けた環境整備、高齢者の権利擁護、高齢化に対応した町づくりなど、全世代の人々がそれぞれの立場で役割を担いながら、積極的に参画する社会を構築することが重要となります。

また、介護保険法に基づき運営されている介護保険制度は、要介護者を社会的に支える仕組みとして着実に浸透・定着している一方、高齢化の進行等により介護給付費が増大しており、持続可能な介護保険制度の運営が求められています。

涌谷町においても令和2（2020）年の65歳以上人口（9月住民基本台帳）は5,765人で総人口に占める高齢者の割合は37.0%と、3人に1人以上が高齢者となっており、今後も進行が予想される人口減少、高齢化に対応した施策の推進が必要となります。

こうした社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、高齢者が地域で自立した生活を送れるよう、住民同士が支え合い、保健・医療・介護・福祉、そして生活学習・社会参加、就業、生活環境の各分野から高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の充実を目指すため、新たに「涌谷町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

1 戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年から昭和24年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。

2 第二次ベビーブーム期（昭和46年から昭和49年頃）に生まれ、団塊の世代に次いで多い世代。

2 介護保険制度等の改正のポイント

令和 2（2020）年 6 月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、これにより介護保険法の一部改正が行われました。

制度改正の概要は以下のとおりです。本計画の策定にあたっては、これらの制度改正の動向を踏まえた内容となっています。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した 支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
【社会福祉法、介護保険法】
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
【社会福祉法、介護保険法】
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

3 第 8 期介護保険事業計画の策定における基本的な視点

本計画では、第 7 期までの計画を引き継ぐとともに、国の指針に基づき以下の 7 つの視点で計画を策定しています。

（1）令和 7（2025）・令和 22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年に向け、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要を踏まえた基盤整備を進めることが必要になります。

また、基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえる必要があります。

（2）地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に向け、理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要です。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることが重要となります。

こうした中、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、地域住民が主体となって多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要となります。

併せて、一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進にあたってデータの利活用を進めることやそのための環境整備」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行うことなどが重要です。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要です。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することが重要です。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護人材の確保について、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要です。また、介護現場の業務改善や文書量削減、ICT の活用の推進等による業務の効率化の取り組みを強化することが重要となります。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えが重要になります。

第2節 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定しました。

なお、老人保健法第46条の18に基づく「高齢者保健計画」は、老人保健法が高齢者医療確保法に移行し、該当施策の法的根拠が健康増進法に位置づけられたため、策定義務はなくなりましたが、涌谷町においては、介護予防の観点から高齢者の健康づくり、健康診査等に関する項目については、その方向性を示すものとします。

第3節 他の計画との連携

涌谷町では、計画期間を平成28(2016)年度～令和7(2025)年度とする「第五次涌谷町総合計画」を策定しています。本計画は「第五次涌谷町総合計画」における保健福祉分野の施策大綱「健康長寿に向けたまちづくり」に向けた分野別計画の一つとして策定しました。また、「涌谷町地域福祉計画(第6期)」を上位計画に位置づけるとともに、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」や、県が策定する計画との整合性をとりながら、計画策定を進めました。

第4節 計画の期間

本計画は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和5(2023)年度を目標年度とする3年間の計画です。

計画の基礎となる人口等については、介護保険制度改正の基本的な考えとの整合を確保するため、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7(2025)年度及び、「団塊ジュニア世代」が前期高齢者となる令和22(2040)年度までの推計を行い、3年間の取り組みとして、介護保険サービス量(目標量)等の設定を行います。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
						団塊世代が75歳に			団塊ジュニア世代が65歳以上に
高齢者福祉計画			高齢者福祉計画 (老人福祉法)			高齢者福祉計画			
第7期介護保険事業計画			第8期介護保険事業計画 (介護保険法)			第9期介護保険事業計画			

第5節 策定体制

本計画の策定にあたっては、「涌谷町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会」において計画について審議を重ねました。

また、涌谷町の高齢者等の実態を把握するとともに意見やニーズを収集し、計画策定の基礎資料とするため令和元年度に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」の2種類のアンケート調査を実施し、町民の皆様からのご意見をいただくため令和3年2月にパブリックコメントを実施しました。

第2章 涌谷町の高齢者を取り巻く現況と将来の見通し

第1節 高齢者人口・高齢者世帯等の状況

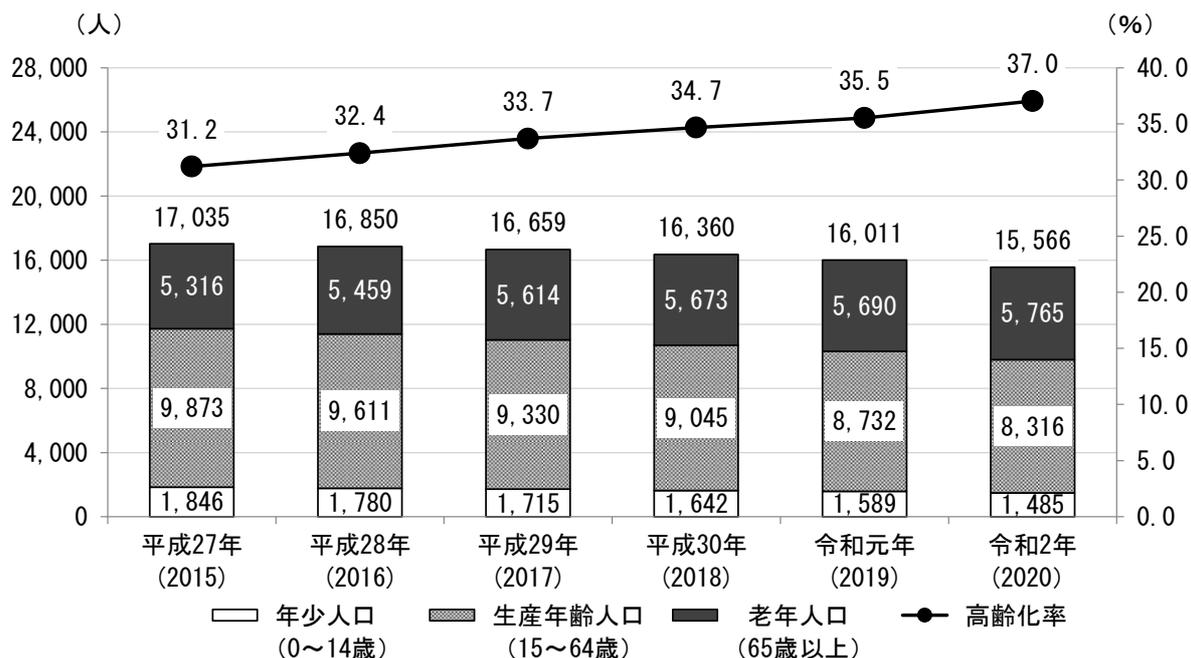
1 人口構造

(1) 総人口・高齢化率の推移

住民基本台帳における涌谷町の令和2(2020)年の総人口は15,556人(男性7,636人、女性7,930人)となっています。総人口は減少傾向が続いており、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて1,469人(8.6%)減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、年少人口が361人(19.6%)、生産年齢人口が1,557人(15.8%)それぞれ減少しています。一方、老年人口は449人(8.4%)増加しており、それに伴い高齢化率も上昇傾向が続き、令和2(2020)年には37.0%で町民の1/3以上が高齢者となっています。

【総人口・年齢3区分別人口・高齢化率の推移】
(平成27(2015)年～令和2(2020)年)



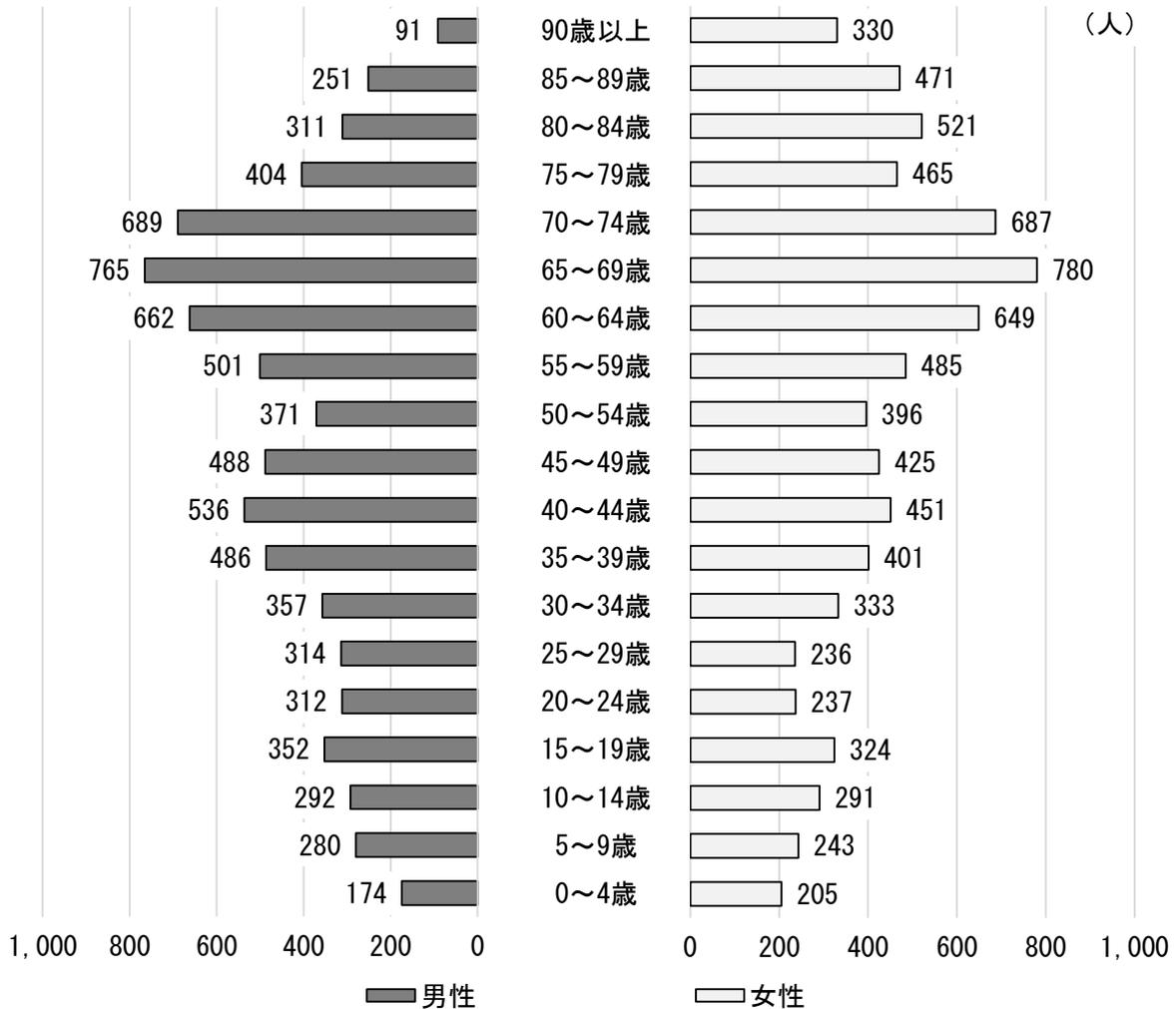
出典：住民基本台帳（各年9月末）

(2) 人口ピラミッド

住民基本台帳における涌谷町の令和2(2020)年9月末の年齢構成をみると、団塊の世代を含む60代後半をピークに、年齢層が低くなるとともに減少傾向にあります。

【性別・5歳階級別人口(人口ピラミッド)】

(令和2(2020)年)



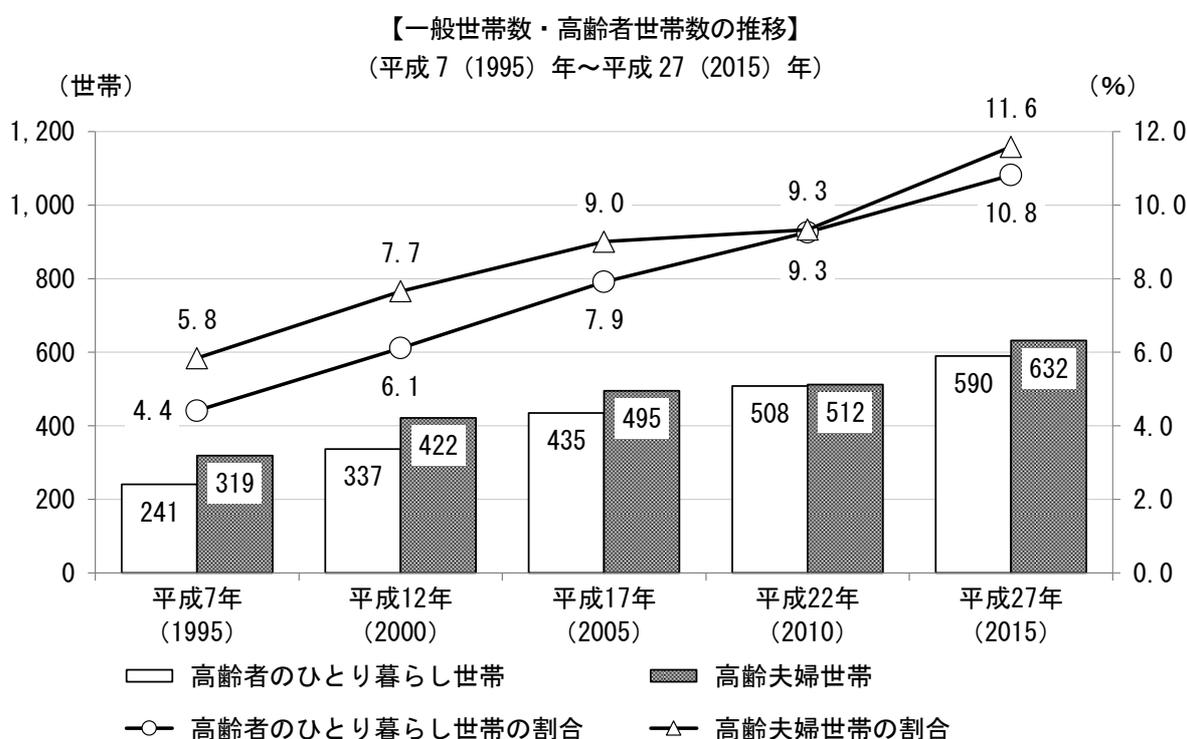
出典：住民基本台帳(令和2(2020)年9月末)

2 高齢者世帯の状況

国勢調査における涌谷町の一般世帯数の推移をみると、平成12(2000)年以降、減少傾向となっており、平成27(2015)年には5,454世帯となっています。

一方、高齢者一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯³については増加が続いており、平成27(2015)年には高齢者一人暮らし世帯が590世帯、高齢者夫婦世帯が632世帯となっています。

なお、高齢者世帯数の増加に伴い、一般世帯に占める割合も上昇傾向となっており、平成27(2015)年には高齢者一人暮らし世帯が10.8%、高齢者夫婦世帯が11.6%となっています。



	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
一般世帯数 (世帯)	5,459	5,509	5,495	5,483	5,454
高齢者一人暮らし世帯 (世帯)	241	337	435	508	590
高齢者一人暮らし世帯の割合 (%)	4.4	6.1	7.9	9.3	10.8
高齢者夫婦世帯 (世帯)	319	422	495	512	632
高齢者夫婦世帯の割合 (%)	5.8	7.7	9.0	9.3	11.6

出典：国勢調査

³ 夫65歳以上60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

第2節 介護保険事業に係る推移

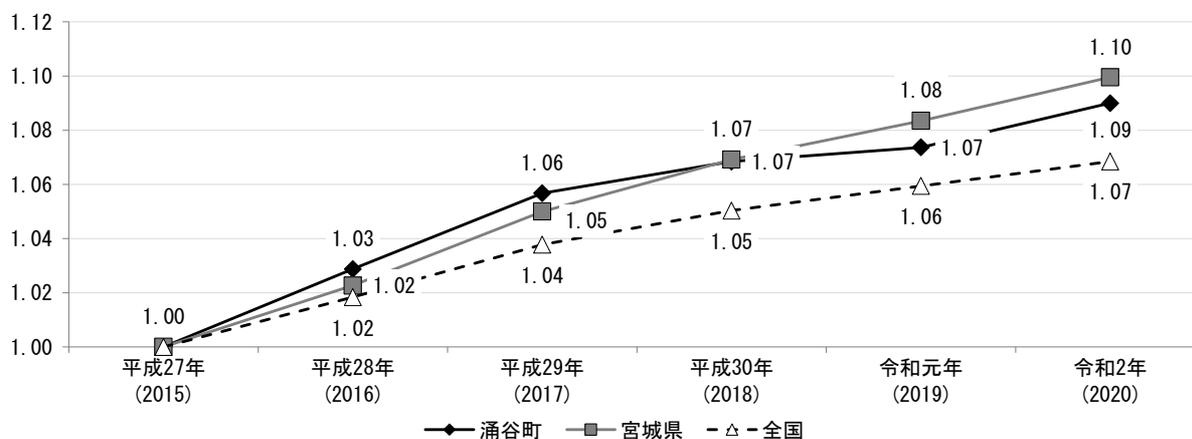
1 第1号被保険者

(1) 第1号被保険者数の推移

介護保険事業状況報告月報による第1号被保険者数の推移をみると、平成27(2015)年を1としたとき、涌谷町では令和2(2020)年に1.09となっており、6年間で9%の増加となっています。

なお、全国では1.07(7%増)、宮城県では1.10(10%増)となっており、涌谷町は全国と比較して高く、宮城県より低い伸びとなっています。

【第1号被保険者数の推移(平成27年=1)】
(平成27(2015)年～令和2(2020)年)



出典：介護保険事業状況報告月報(各年9月末)

図表 第1号被保険者数の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
涌谷町(人)	5,320	5,473	5,622	5,684	5,712	5,799
宮城県(人)	583,740	599,152	612,930	624,138	632,475	641,852
全国(人)	33,402,429	34,112,872	34,664,274	35,085,304	35,388,434	35,689,227

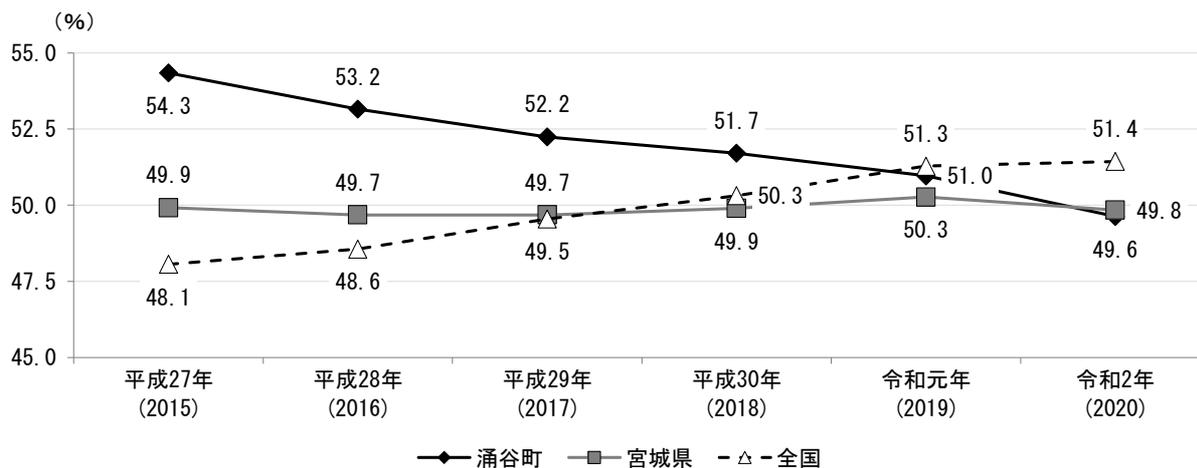
出典：介護保険事業状況報告月報(各年9月末)

(2) 第1号被保険者に占める後期高齢者の割合の推移

介護保険事業状況報告月報による第1号被保険者に占める後期高齢者の割合の推移をみると、涌谷町では平成27(2015)年以降、後期高齢者の増加に対し前期高齢者の増加が多く、割合の低下が続いています。

なお、宮城県は増減しながら推移し、令和2(2020)年には49.8%、全国では上昇傾向が続いており、令和2(2020)年には51.4%となっています。

【第1号被保険者に占める後期高齢者の割合の推移】
(平成27(2015)年～令和2(2020)年)



出典：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

図表 第1号被保険者数（後期高齢者）の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
涌谷町(人)	2,891	2,909	2,937	2,939	2,911	2,878
宮城県(人)	291,379	297,773	304,506	311,431	317,930	319,895
全国(人)	16,053,525	16,621,073	17,174,228	17,652,274	18,147,744	18,356,801

出典：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

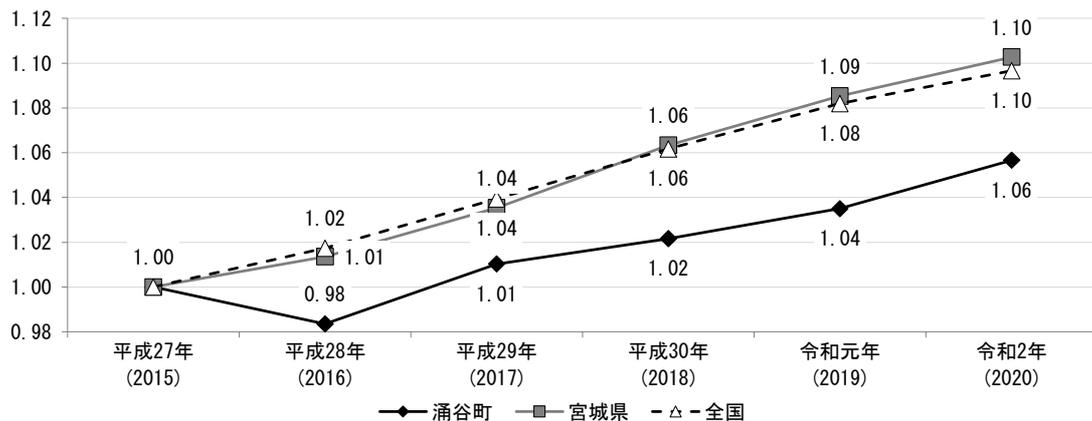
2 要介護認定者

(1) 要介護認定者数の推移

介護保険事業状況報告月報による要介護認定者数の推移をみると、平成27(2015)年を1としたとき、涌谷町では令和2(2020)年に1.06となっており、6年間で6%の増加となっています。

なお、全国、宮城県ともに1.10(10%増)となっており、涌谷町は全国、宮城県と比較して低い伸びとなっています。

【要介護認定者数の推移(平成27年=1)】
(平成27(2015)年~令和2(2020)年)



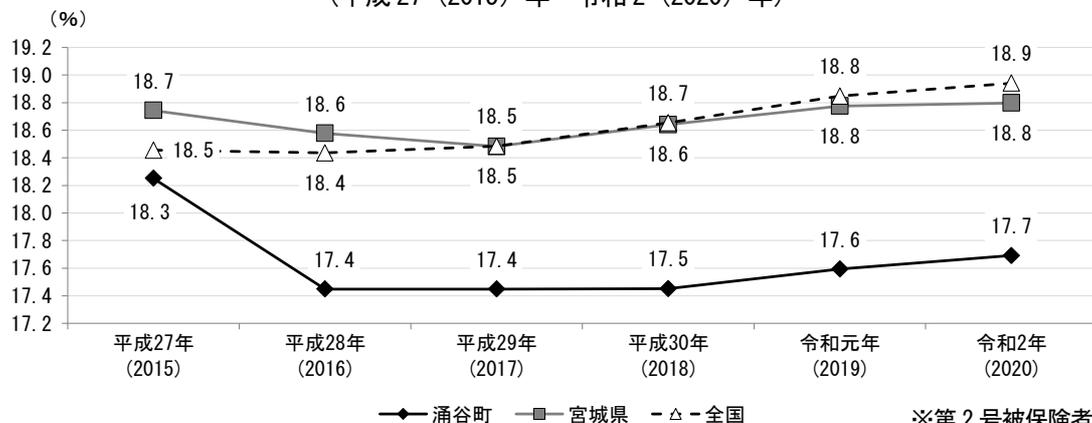
※第2号被保険者を含む
出典：介護保険事業状況報告月報(各年9月末)

(2) 要介護認定率の推移

介護保険事業状況報告月報による要介護認定率の推移をみると、涌谷町では平成28(2016)年以降17%台となっており、令和2(2020)年には17.7%となっています。

なお、宮城県では平成29(2017)年以降上昇傾向となっており、令和2(2020)年には18.9%、全国では平成28(2016)年以降上昇が続き、令和2(2020)年には18.9%となっています。

【要介護認定率の推移】
(平成27(2015)年~令和2(2020)年)



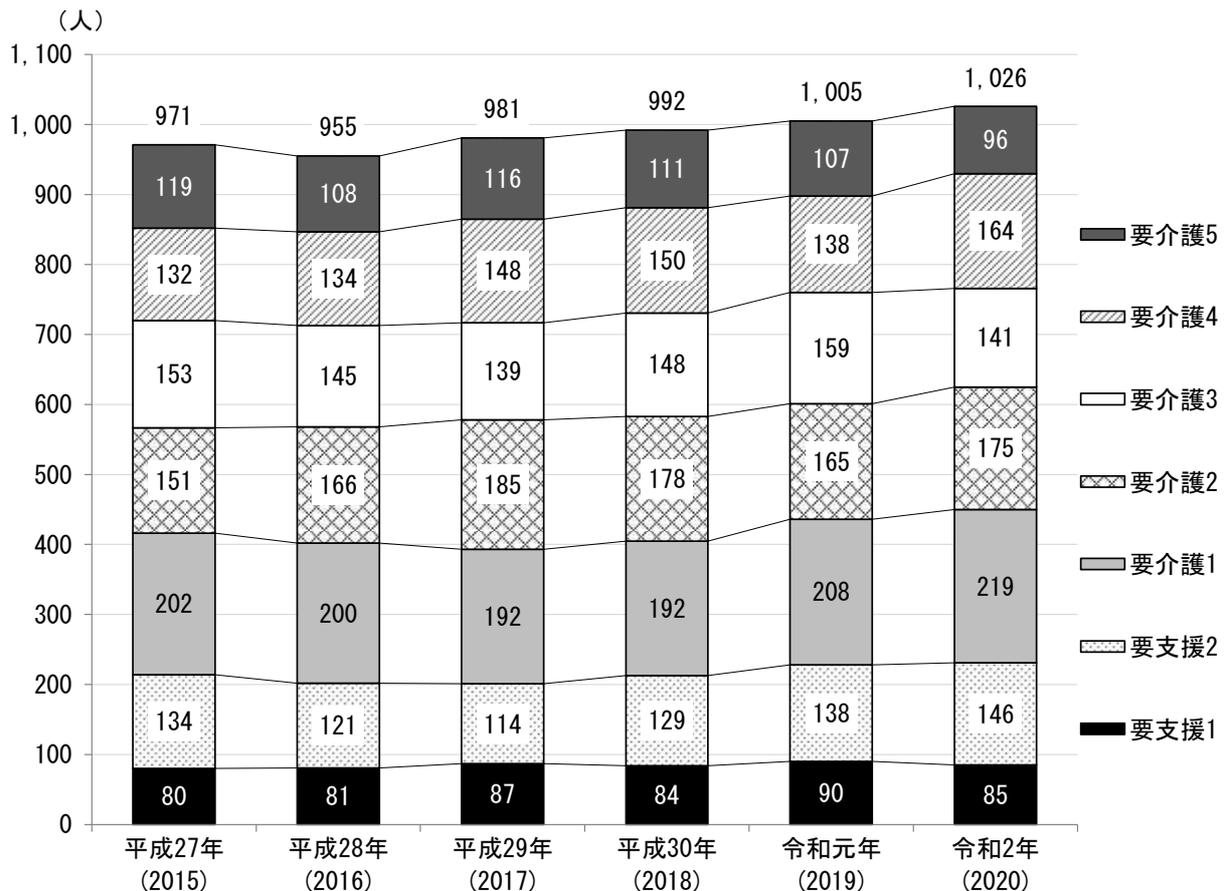
※第2号被保険者を含む
出典：介護保険事業状況報告月報(各年9月末)

(3) 要介護度別認定者数（要介護度別）の推移

介護保険事業状況報告月報による要介護度別の要介護度別認定者数をみると、涌谷町では平成28（2016）年以降増加しており、令和2（2020）年には1,026人となっています。

これを要介護度別で見ると、平成27（2015）年から令和2（2020）年の6年間で増加したのは要支援1（5人）、要支援2（12人）、要介護1（17人）、要介護2（24人）、要介護4（32人）となっており、減少したのは要介護3（12人）、要介護5（23人）となっています。

【要介護度別認定者数の推移】
（平成27（2015）年～令和2（2020）年）



※第2号被保険者を含む
出典：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

第3節 後期高齢者医療に係る推移

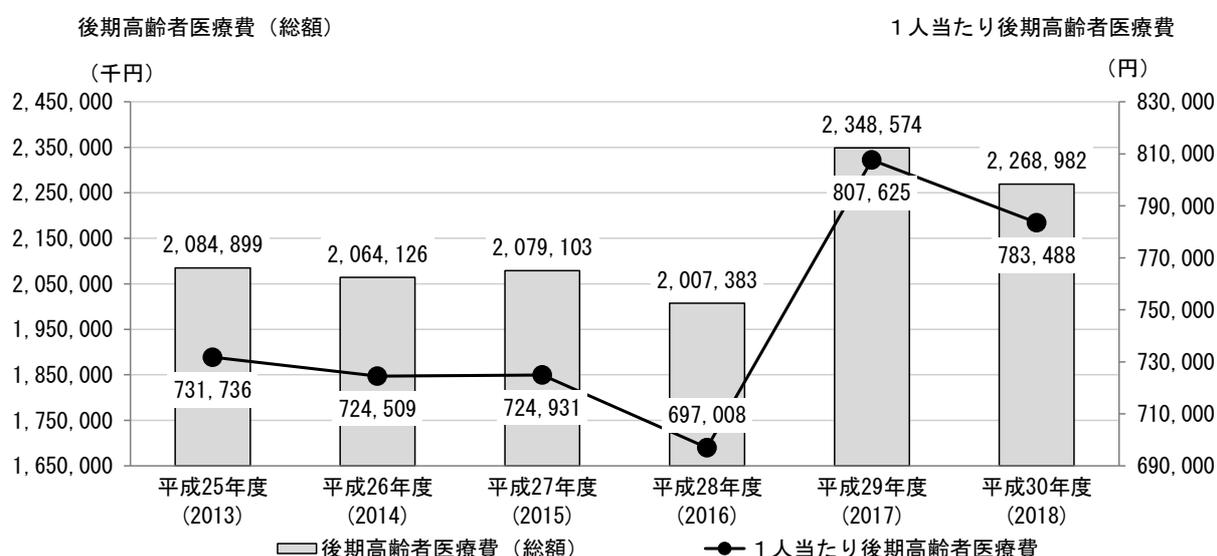
1 後期高齢者医療費、1人当たり後期高齢者医療費の推移

国民健康保険・後期高齢者医療の概要による涌谷町の後期高齢者医療費（総額）の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、平成30（2018）年度には2,268,982千円（22億6千898万円）となっています。

また、1人当たり後期高齢者医療費の推移をみると、総額と同様に増減を繰り返しながら推移しており、平成30（2018）年度には783,488円（78万3千488円）となっています。

【後期高齢者医療費、1人当たり後期高齢者医療費の推移】

（平成25（2013）年度～平成30（2018）年度）



出典：国民健康保険・後期高齢者医療の概要（宮城県）

【（参考）後期高齢者医療費、1人当たり後期高齢者医療費の推移】

（平成25（2013）年度～平成30（2018）年度）

後期高齢者医療費		平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
全 国	総額（千円）	14,191,203,141	14,492,727,252	15,132,278,179	15,380,608,368	16,022,891,662	16,424,644,046
	1人当たり医療費 (円)	941,773	940,480	952,104	934,964	947,979	943,472
宮 城 県	総額（千円）	232,132,279	233,901,378	242,806,693	244,654,400	253,231,086	257,486,119
	1人当たり医療費 (円)	836,034	827,413	840,432	827,477	840,830	833,793

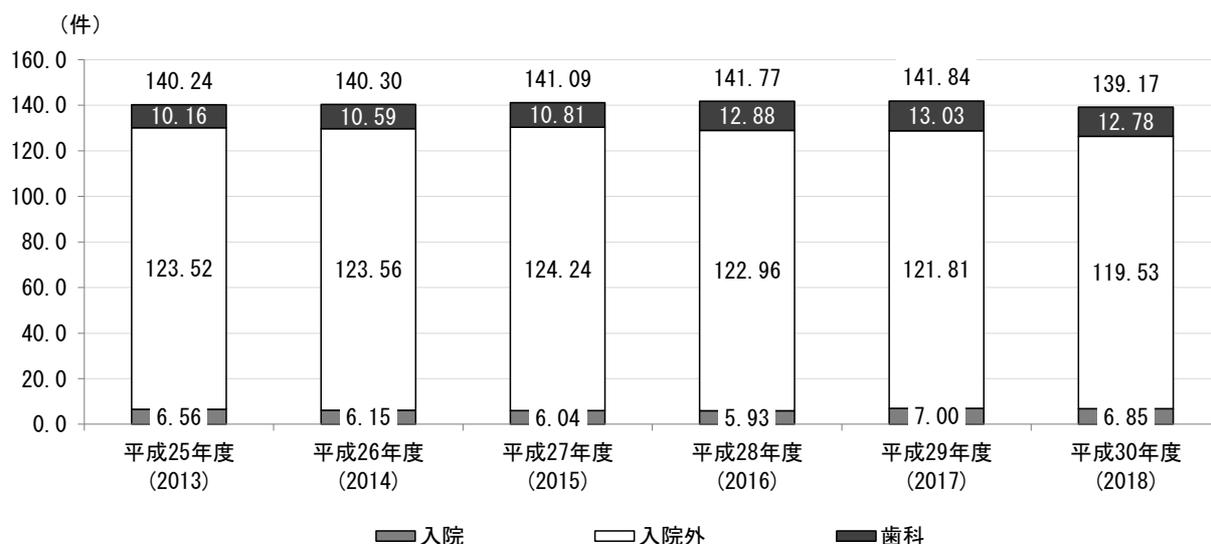
出典：後期高齢者医療事業状況報告 年報

2 後期高齢者医療受診率の推移

国民健康保険・後期高齢者医療の概要による涌谷町の後期高齢者医療受診率（100人当たり/月）の推移をみると、平成29（2017）年度まで増加傾向となっていました。平成30（2018）年度には減少し139.17件となっています。

内訳をみると、過去6年間で歯科は増加傾向、入院外は減少傾向となっています。

【後期高齢者医療受診率の推移】
（平成25（2013）年度～平成30（2018）年度）



出典：国民健康保険・後期高齢者医療の概要（宮城県）

【後期高齢者数の推移】
（平成25（2013）年度～平成30（2018）年度）

	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
後期高齢者数(人)	2,849	2,857	2,860	2,907	2,891	2,882

出典：介護保険事業状況報告月報（各年年度末）

第4節 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の整備状況

1 有料老人ホームの整備状況

涌谷町の有料老人ホームの状況をみると、令和2（2020）年7月1日現在、町内には2か所整備されています。2か所合計の定員は24人となっており、自立の方を含めた受け入れを行っている施設は1か所となっています。

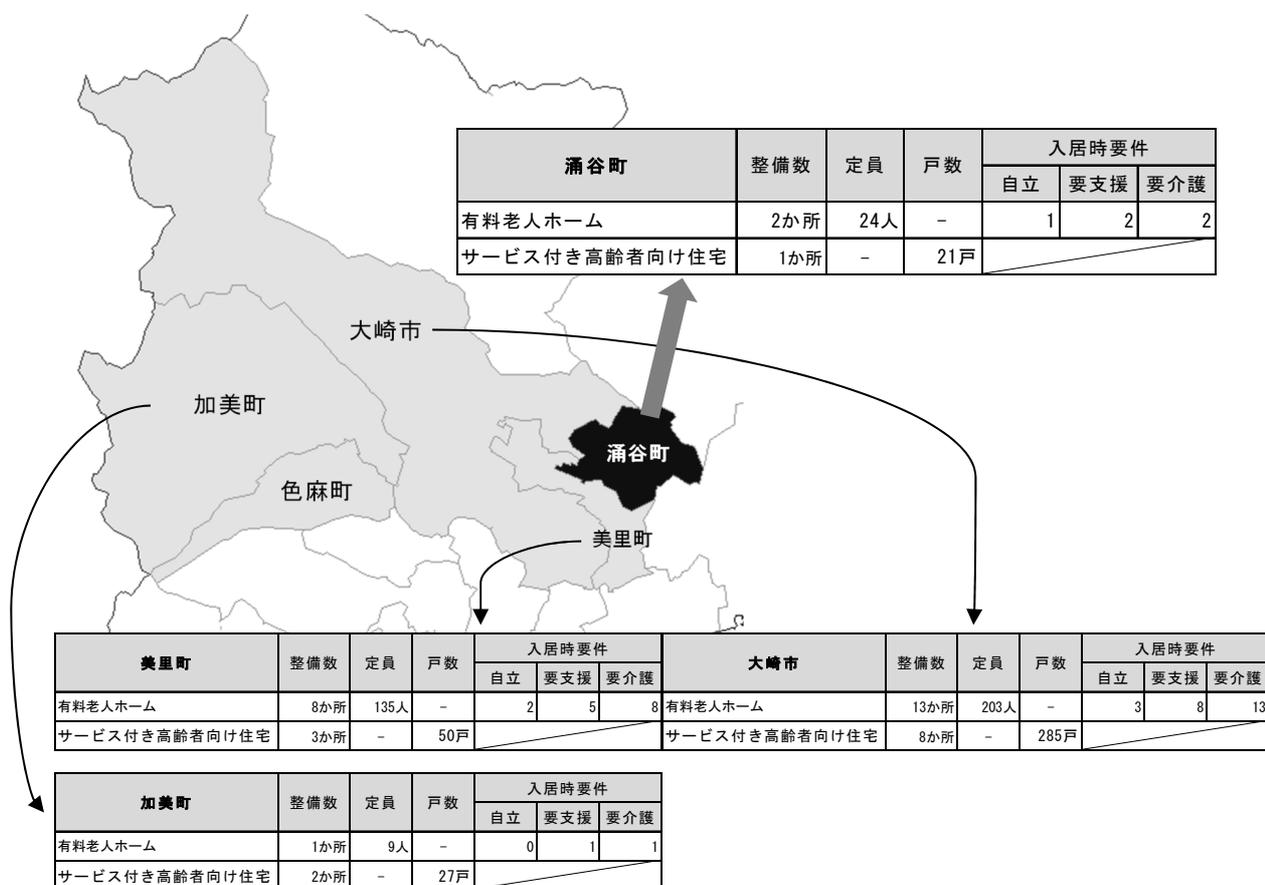
このほか、大崎圏域には計22か所の有料老人ホームがあり、それぞれの市町の整備状況をみると大崎市には13か所、美里町には8か所、加美町には1か所、色麻町は0か所となっています。

2 サービス付き高齢者向け住宅の整備状況

涌谷町のサービス付き高齢者向け住宅の状況をみると、令和2（2020）年7月1日現在、町内には1か所整備されており、戸数は21戸となっています。

このほか、大崎圏域には計13か所のサービス付き高齢者向け住宅があり、それぞれの市町の整備状況をみると大崎市には8か所、美里町には3か所、加美町には2か所、色麻町は0か所となっています。

【大崎圏域内における有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の整備状況】



出典：宮城県（令和2（2020）年7月1日現在）

第5節 アンケート調査からみる高齢者等のニーズ・意識

本計画の策定に先立ち、国が策定したモデル調査票を基に、町の独自設問を加え、高齢者の状況を把握するため2種類のアンケート調査を実施しました。

1 調査の概要

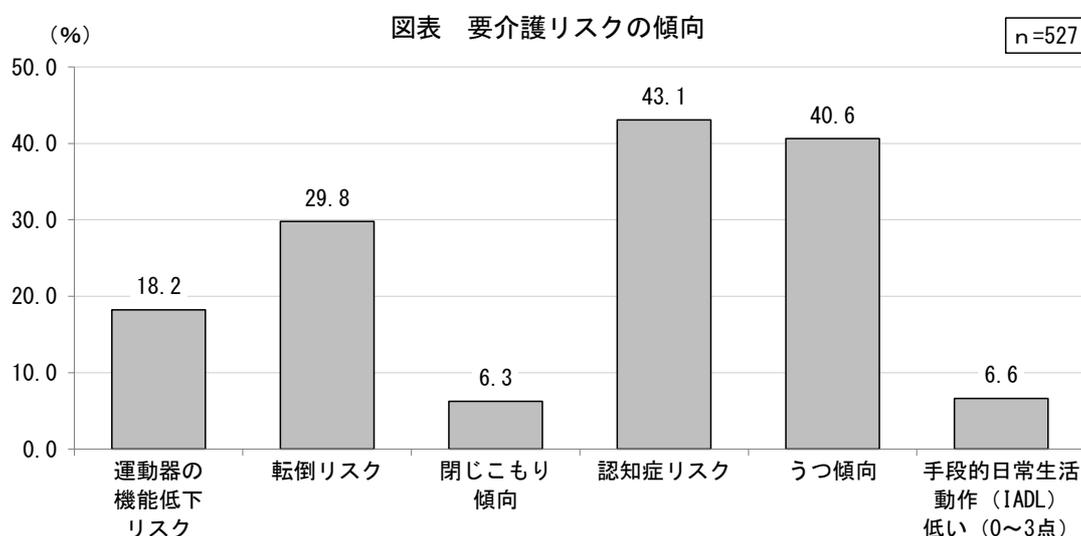
- 調査対象：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 - ・ 涌谷町在住の65歳以上（令和元年10月1日現在）で要介護認定を受けていない方または要支援1・2の認定者を対象にしています。
- ②在宅介護実態調査
 - ・ 涌谷町在住（令和元年10月1日現在）で要支援1・2、要介護1～5の認定を受けて、在宅で生活されている方を対象にしています。
- 調査期間：令和2年2月～令和2年3月
- 調査方法：郵送による配付・回収
- 配付数・回収数：

種別	配付数	回収数	回収率
①介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	800票	527票	65.9%
②在宅介護実態調査	528票	304票	57.6%

2 調査結果の概要

(1) 要介護リスクの傾向について（ニーズ調査）

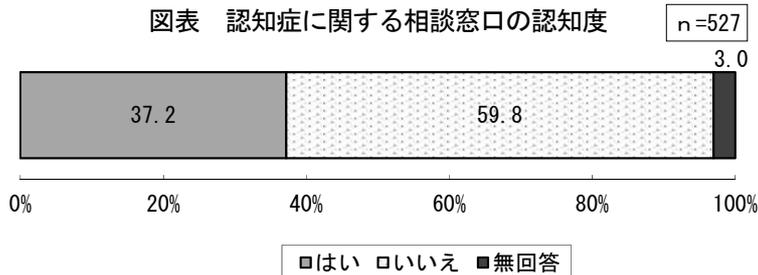
- ◎ 最も割合が高いリスク項目は「認知症リスク」となっており、町内の高齢者の4割に認知症のリスクがあるとみられます。
- ◎ そのほか「うつ傾向」が4割、「転倒リスク」が3割、「運動器の機能低下リスク」が2割と続いています。



(2) 認知症について（ニーズ調査）

- ◎ 認知症に関する相談窓口（包括支援センター）を知っている割合は4割となっています。
- ◎ 家族（自身含む）の認知症状の有無別に認知症相談窓口の認知度をみると、認知症状がある方がいる回答者の5割が「知っている」と回答しています。
- ◎ 重点を置くべき認知症対策は「認知症を早期に発見し、専門医療につなげる仕組みづくり」が7割弱で最上位となっています。
- ◎ 重点を置くべき認知症対策を前回調査と比較すると、「認知症の相談窓口の設置」が増加しています。

図表 認知症に関する相談窓口の認知度

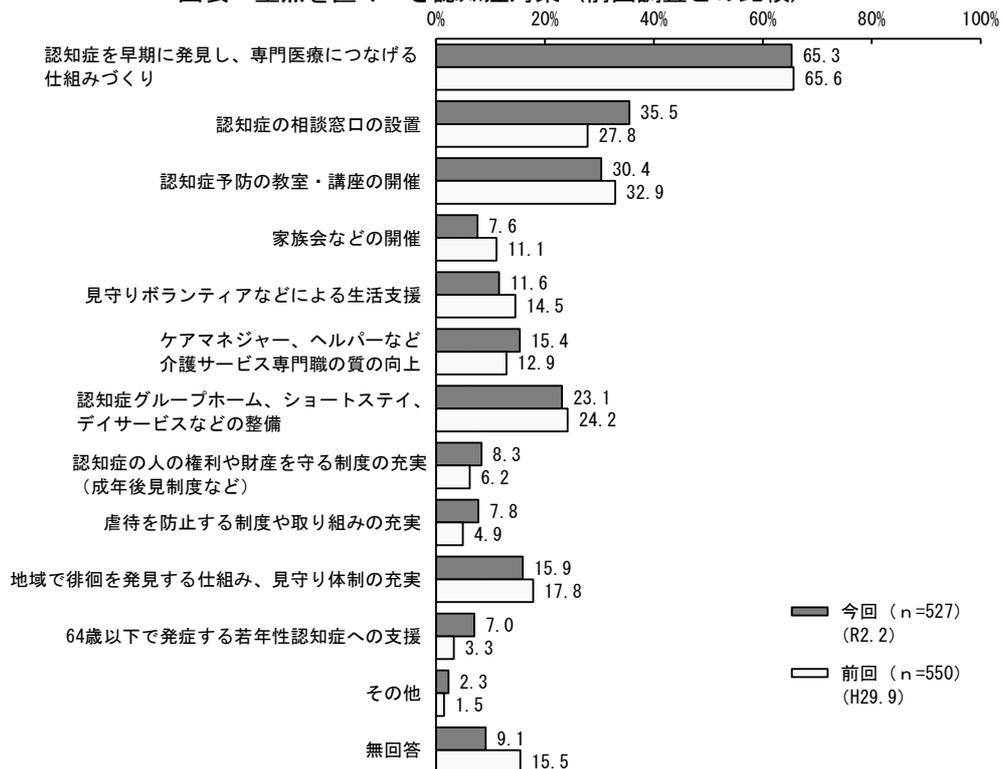


図表 認知症に関する相談窓口の認知度（自身または家族の認知症状の有無別）

上段：回答数 / 下段：構成比

	合計	はい	いいえ	無回答
全体	527 100.0	196 37.2	315 59.8	16 3.0
はい	67 100.0	36 53.7	31 46.3	0 0.0
いいえ	449 100.0	159 35.4	284 63.3	6 1.3

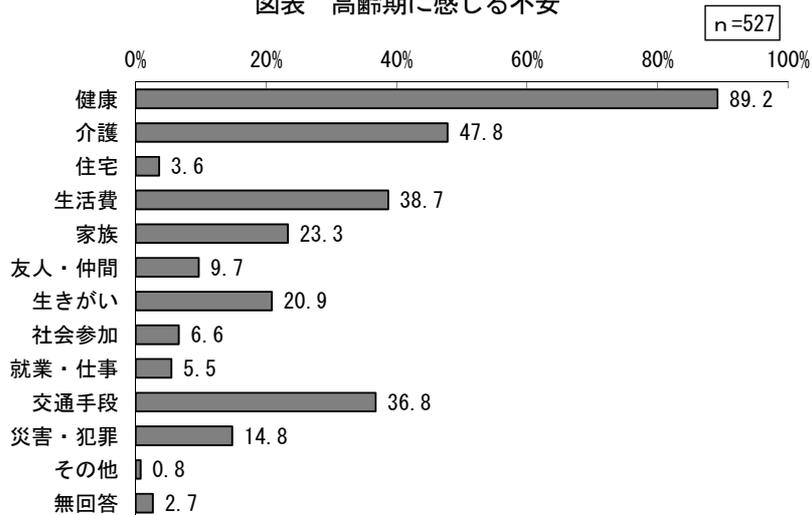
図表 重点を置くべき認知症対策（前回調査との比較）



(3) 高齢期に対して、特に不安を感じること（ニーズ調査）

- ◎ 高齢期に感じる不安は「健康」が9割で最上位となっています。
- ◎ 男女別にみると、男性は「健康」、「介護」に次いで「生活費」が、女性は「健康」、「介護」に次いで「交通手段」が上位に挙がっています。
- ◎ 年齢別にみると、「健康」、「介護」のほかに 65～74 歳では「生活費」が、75～89 歳では「交通手段」が、90 歳以上では「生きがい」が上位に挙がっています。

図表 高齢期に感じる不安



図表 高齢期に感じる不安（性別・年齢別）

上段：回答数／下段：構成比

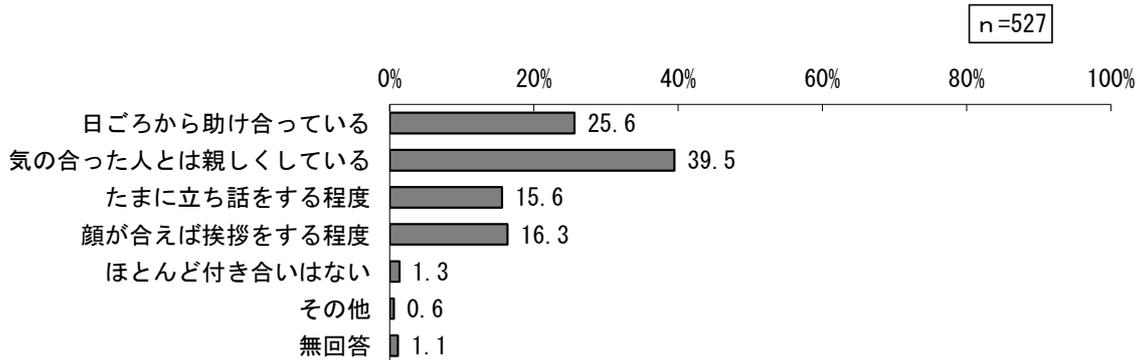
	合計	健康	介護	住宅	生活費	家族	友人・仲間	生きがい
全体	527	470	252	19	204	123	51	110
	100.0	89.2	47.8	3.6	38.7	23.3	9.7	20.9
男性	249	216	126	8	105	57	20	56
	100.0	86.7	50.6	3.2	42.2	22.9	8.0	22.5
女性	268	245	121	10	94	64	30	53
	100.0	91.4	45.1	3.7	35.1	23.9	11.2	19.8
65～69歳	156	142	75	6	78	31	9	25
	100.0	91.0	48.1	3.8	50.0	19.9	5.8	16.0
70～74歳	132	113	55	3	50	34	10	28
	100.0	85.6	41.7	2.3	37.9	25.8	7.6	21.2
75～79歳	89	80	46	3	31	24	8	19
	100.0	89.9	51.7	3.4	34.8	27.0	9.0	21.3
80～84歳	81	72	45	7	28	21	10	22
	100.0	88.9	55.6	8.6	34.6	25.9	12.3	27.2
85～89歳	45	41	20	0	10	7	10	9
	100.0	91.1	44.4	0.0	22.2	15.6	22.2	20.0
90歳以上	19	17	8	0	5	5	3	6
	100.0	89.5	42.1	0.0	26.3	26.3	15.8	31.6

	合計	社会参加	就業・仕事	交通手段	災害・犯罪	その他	無回答
全体	527	35	29	194	78	4	14
	100.0	6.6	5.5	36.8	14.8	0.8	2.7
男性	249	18	21	89	31	3	7
	100.0	7.2	8.4	35.7	12.4	1.2	2.8
女性	268	16	8	101	46	1	6
	100.0	6.0	3.0	37.7	17.2	0.4	2.2
65～69歳	156	10	13	54	16	1	3
	100.0	6.4	8.3	34.6	10.3	0.6	1.9
70～74歳	132	10	9	45	19	1	2
	100.0	7.6	6.8	34.1	14.4	0.8	1.5
75～79歳	89	6	5	40	14	1	3
	100.0	6.7	5.6	44.9	15.7	1.1	3.4
80～84歳	81	7	0	35	13	0	3
	100.0	8.6	0.0	43.2	16.0	0.0	3.7
85～89歳	45	2	1	16	11	1	2
	100.0	4.4	2.2	35.6	24.4	2.2	4.4
90歳以上	19	0	1	2	5	0	1
	100.0	0.0	5.3	10.5	26.3	0.0	5.3

(4) 近所との付き合い（ニーズ調査）

- ◎ 近所との付き合いについては、「気の合った人とは親しくしている」が4割と最も多くなっています。
- ◎ 日常的に行き来する親族の有無別にみると、日常的に行き来する親族がいる回答者は「気の合った人とは親しくしている」が、日常的に行き来する親族がいない回答者は「顔が合えば挨拶をする程度」が最上位となっています。

図表 近所との付き合い



図表 近所との付き合い（日常的に行き来する親族の有無別）

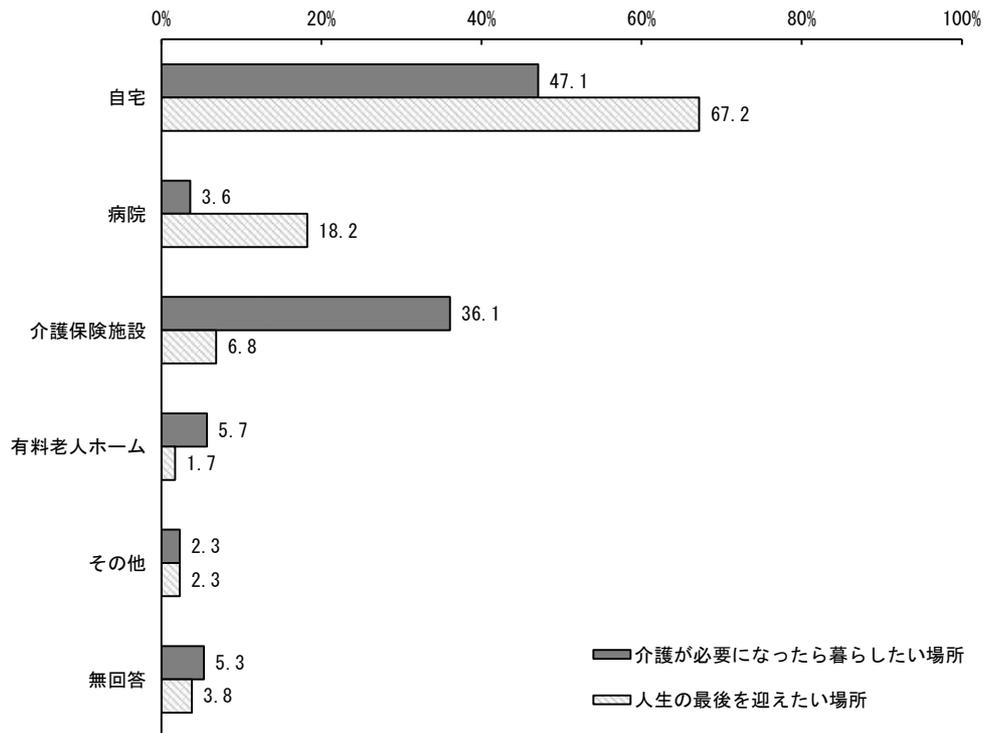
上段：回答数／下段：構成比

	合計	日ごろから助け合っている	気の合った人とは親しくしている	たまに立ち話をする程度	顔が合えば挨拶をする程度	ほとんど付き合いはない	その他	無回答
全体	527 100.0	135 25.6	208 39.5	82 15.6	86 16.3	7 1.3	3 0.6	6 1.1
いる	400 100.0	115 28.8	161 40.3	60 15.0	58 14.5	5 1.3	0 0.0	1 0.3
いない	82 100.0	15 18.3	22 26.8	15 18.3	26 31.7	2 2.4	2 2.4	0 0.0

(5) ターミナル期⁴について（ニーズ調査）

- ◎ 介護が必要になったら暮らしたい場所、人生の最期を迎えたい場所ともに「自宅」が最上位となっています。
- ◎ 介護が必要になったら暮らしたい場所別に人生の最期を迎えたい場所をみると、「病院」を除き、介護の場所にかかわらず「自宅」の割合が多くなっています。

図表 介護が必要になったら暮らしたい場所・人生の最期を迎えたい場所



図表 人生の最期を迎えたい場所（介護が必要になったら暮らしたい場所別）

上段：回答数／下段：構成比

	合計	自宅	病院	介護保険施設	有料老人ホーム	その他	無回答
全体	527	354	96	36	9	12	20
	100.0	67.2	18.2	6.8	1.7	2.3	3.8
自宅	248	217	26	2	0	2	1
	100.0	87.5	10.5	0.8	0.0	0.8	0.4
病院	19	8	11	0	0	0	0
	100.0	42.1	57.9	0.0	0.0	0.0	0.0
介護保険施設	190	104	47	32	0	6	1
	100.0	54.7	24.7	16.8	0.0	3.2	0.5
有料老人ホーム	30	13	5	1	9	1	1
	100.0	43.3	16.7	3.3	30.0	3.3	3.3
その他	12	6	3	0	0	3	0
	100.0	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0

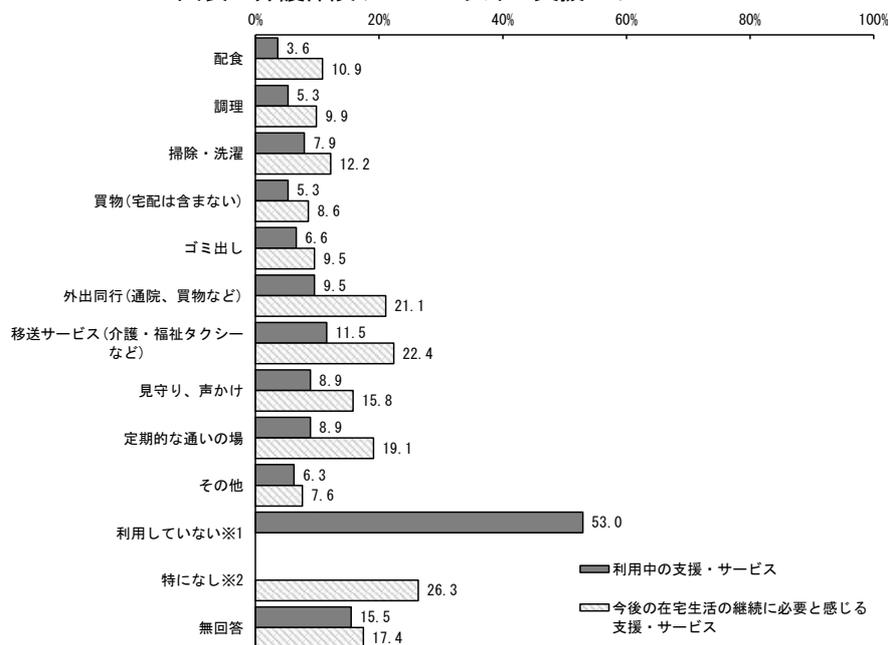
⁴ 終末期とも言い、病気が治る可能性がなく、数週間～半年程度で死を迎えるだろうと予想される時期。終末期の人に対する看護はターミナルケア、終末期医療と呼ばれ、延命ではなく、死を目前にした人の身体的・精神的苦痛を和らげ、「人生の質」「生活の質」を向上させることを目的としている。

(6) 在宅での介護について（在宅調査）

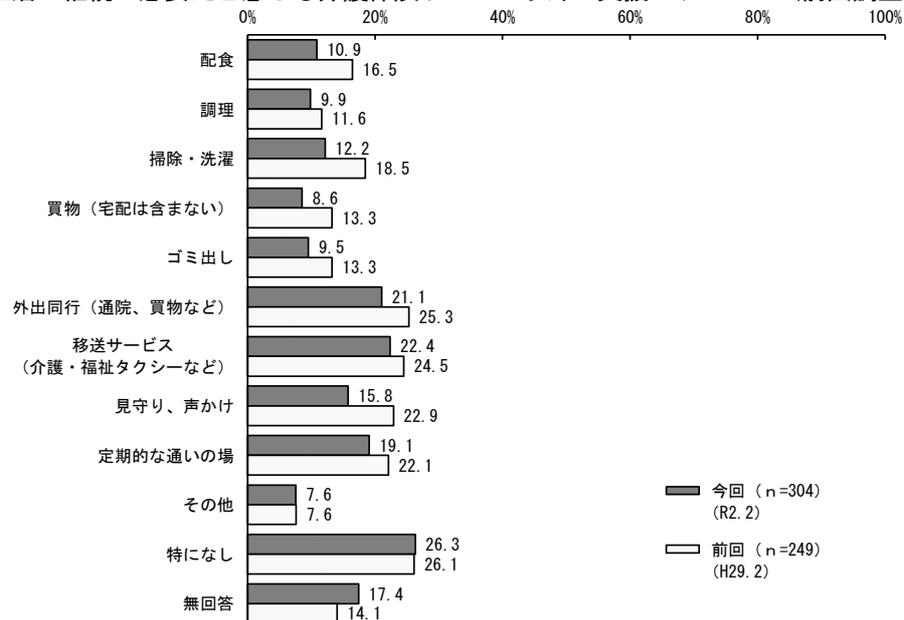
- ◎ 現在利用している介護保険サービス以外の支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシーなど）」が1割と最も多く、また、「利用していない」は5割となっています。
- ◎ 在宅生活の継続に必要だと感じる介護保険サービス以外の支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシーなど）」が2割と最も多く、また、「特になし」は3割弱となっています。
- ◎ 在宅生活の継続に必要だと感じる介護保険サービス以外の支援・サービスを前回調査と比較すると、多くのサービスで減少していますが、特に「掃除・洗濯」、「見守り、声かけ」が減少しています。

図表 介護保険サービス以外の支援・サービス

n=304



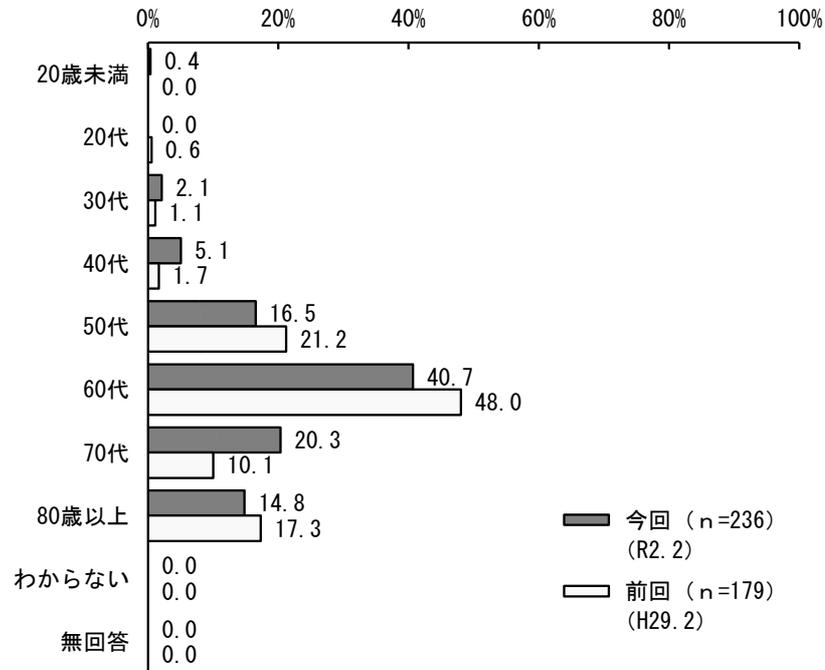
図表 在宅生活の継続に必要だと感じる介護保険サービス以外の支援・サービス（前回調査との比較）



(7) 主な介護者について（在宅調査）

- ◎ 主な介護者の年齢について、「60代」が4割で最も多くなっています。
- ◎ 前回調査と比較すると、「70代」が増加し、「60代」が減少しています。

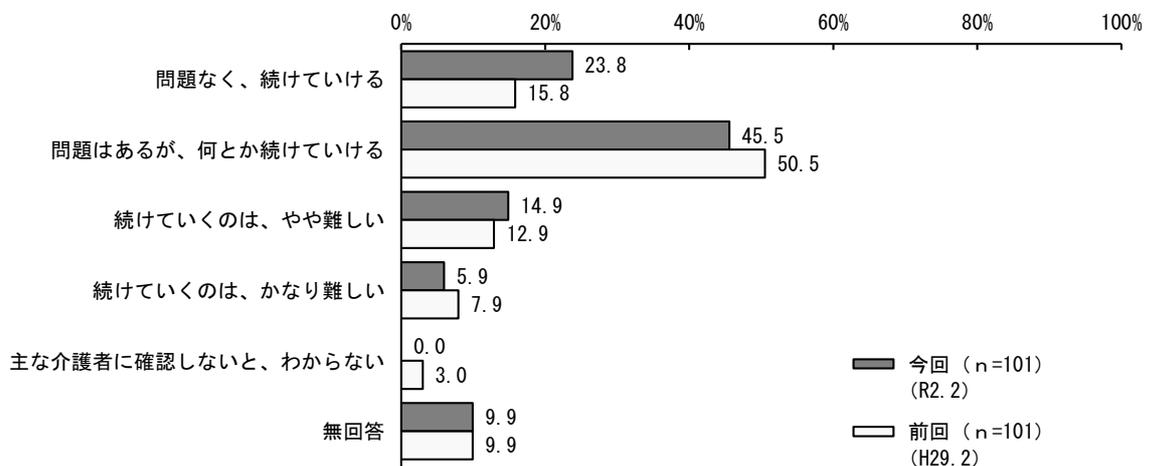
図表 主な介護者の年齢（前回調査との比較）



(8) 働きながら介護を継続することについて（在宅調査）

- ◎ 今後働きながらの介護を継続することについて、「問題はあるが、何とか続けていける」が5割弱と最も多くなっています。
- ◎ 前回調査と比較すると、「問題なく、続けていける」が増加しています。

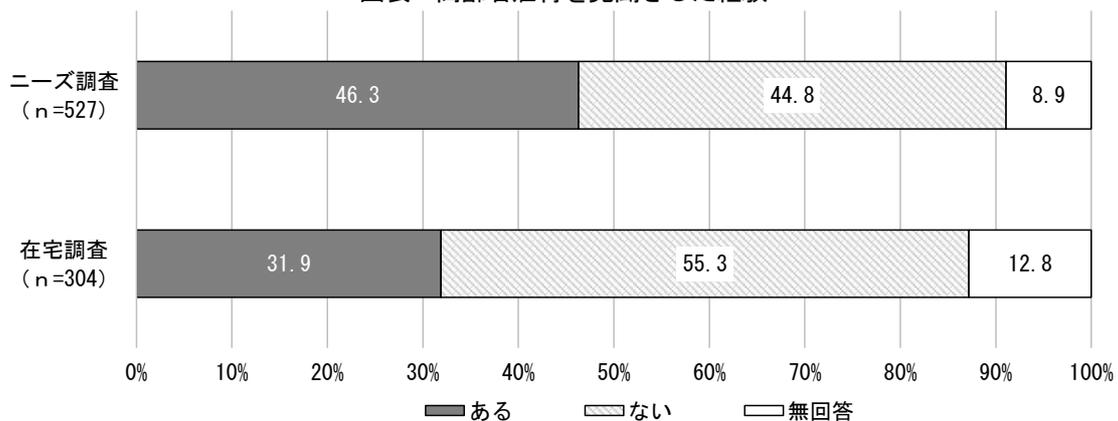
図表 働きながら介護を継続すること（前回調査との比較）



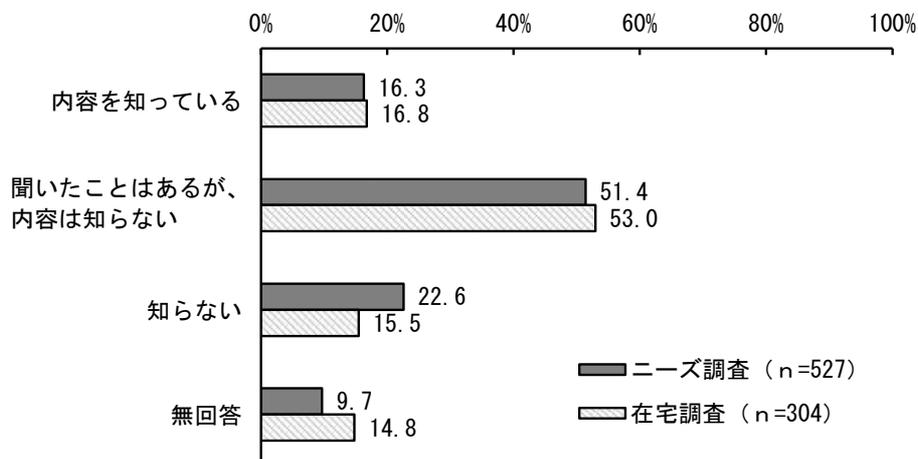
(9) 権利や制度について（ニーズ調査・在宅調査）

- ◎ 高齢者虐待を見聞きした経験について、ニーズ調査では「ある」が5割弱、在宅調査では3割となっています。
- ◎ 高齢者虐待防止法の認知度について、「内容を知っている」の割合がニーズ調査、在宅調査ともに2割弱となっています。
- ◎ ニーズ調査で高齢者虐待を見聞きした経験別に高齢者虐待防止法の認知度をみると、高齢者虐待を見聞きした経験が「ある」回答者に比べ、「ない」回答者のほうが「知らない」の割合が多くなっています。

図表 高齢者虐待を見聞きした経験



図表 高齢者虐待防止法の認知度



図表 高齢者虐待防止法の認知度（ニーズ調査：高齢者虐待を見聞きした経験）

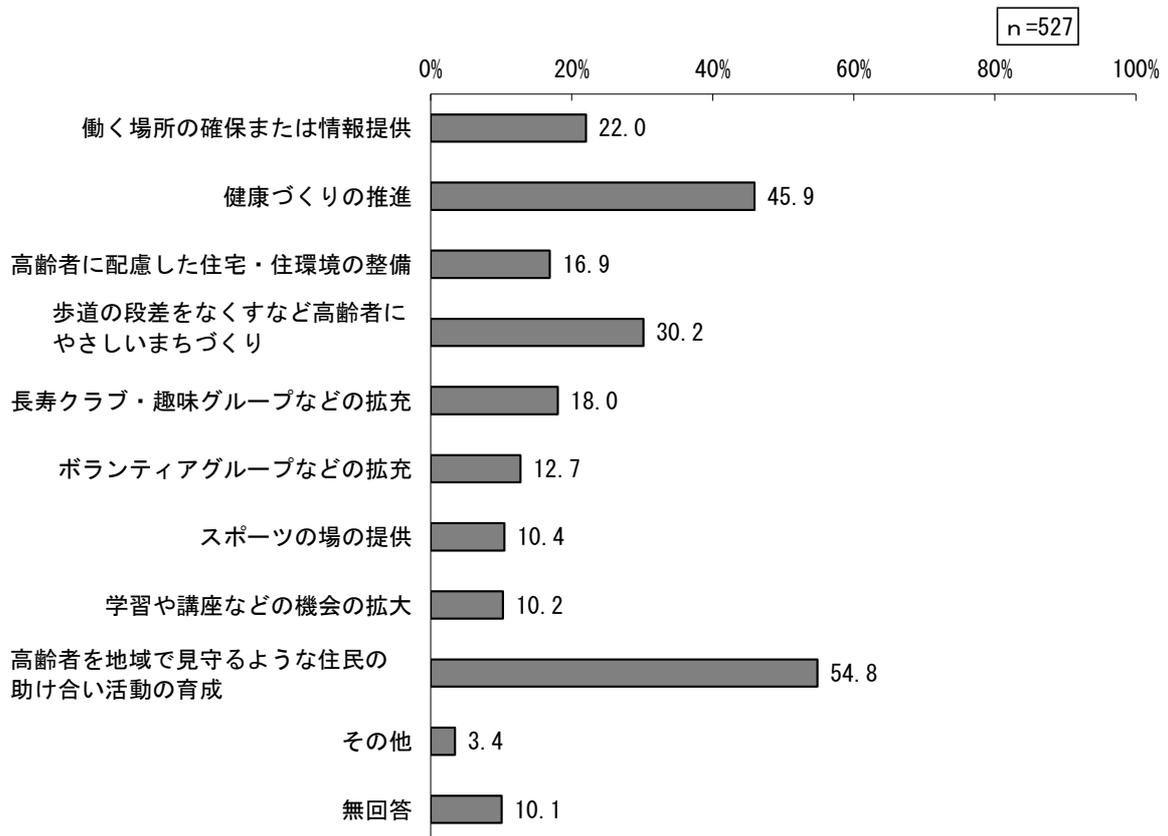
上段：回答数／下段：構成比

	合計	内容を知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	知らない	無回答
全体	527	86	271	119	51
	100.0	16.3	51.4	22.6	9.7
ある	244	51	159	31	3
	100.0	20.9	65.2	12.7	1.2
ない	236	35	107	84	10
	100.0	14.8	45.3	35.6	4.2

(10) 高齢者が暮らしやすいまちづくりについて（ニーズ調査）

◎ 町が重点的に進めるべきことについては、「高齢者を地域で見守るような住民の助け合い活動の育成」が5割強、「健康づくりの推進」が4割半ばで上位に挙がっています。

図表 高齢者が暮らしやすいまちづくり



第6節 計画の振り返り

1 介護保険サービスの利用状況

(1) 利用者数実績

①施設サービス

第7期の施設サービスの利用者数実績を計画値と比較すると、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」ともに計画値を下回っており、令和元（2019）年度のそれぞれの利用者数は、「介護老人福祉施設」が1,389人、「介護老人保健施設」が1,109人となっています。

なお、「介護療養型医療施設」については、町内に施設がないため期間内での利用を見込んでいませんでしたが、町外での利用実績があったため、平成30（2018）年度に8人、令和元（2019）年度に4人となっています。

②居住系サービス

第7期の居住系サービスの利用者数実績を計画値と比較すると、「認知症対応型共同生活介護」はおおむね計画値どおり、「特定施設入居者生活介護」は計画値を下回っており、令和元（2019）年度のそれぞれの利用者数は、「認知症対応型共同生活介護」が600人、「特定施設入居者生活介護」が104人となっています。

③在宅サービス

第7期の在宅サービスの利用者数実績を計画値と比較すると、「居宅療養管理指導」、「地域密着型通所介護」の2つのサービスは計画値を大きく上回っており、「訪問介護」、「訪問入浴介護」、「訪問リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「認知症対応型通所介護」の5つのサービスでは計画値を大きく下回っています。

平成30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて利用者数が増加したサービスは、「認知症対応型通所介護」のみとなっています。

なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」について、期間内での利用は見込んでいませんでしたが、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」では平成30（2018）年度に7人、「小規模多機能型居宅介護」では他市町村での利用があり令和元（2019）年度に3人となっています。

図表 介護保険サービス利用者数実績

	計画値（人）			実績（人）			対計画比 (実績値/計画値)		
	第6期	第7期		第6期	第7期		第6期	第7期	
	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
施設サービス									
介護老人福祉施設	1,080	1,404	1,404	1,270	1,229	1,389	117.6%	87.5%	98.9%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	720	0	0	0	0	0	0.0%	-	-
介護老人保健施設	1,176	1,236	1,236	1,177	1,234	1,109	100.1%	99.8%	89.7%
介護医療院	-	0	0	-	0	0	-	-	-
介護療養型医療施設	24	0	0	1	8	4	4.2%	-	-
居住系サービス									
特定施設入居者生活介護	108	84	108	62	60	104	57.4%	71.4%	96.3%
地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	804	612	612	593	591	600	73.8%	96.6%	98.0%
在宅サービス									
訪問介護	1,368	1,428	1,536	1,593	1,251	973	116.4%	87.6%	63.3%
訪問入浴介護	564	468	564	370	325	300	65.6%	69.4%	53.2%
訪問看護	996	1,080	1,200	972	1,013	965	97.6%	93.8%	80.4%
訪問リハビリテーション	12	84	72	68	73	30	566.7%	86.9%	41.7%
居宅療養管理指導	972	672	756	782	881	861	80.5%	131.1%	113.9%
通所介護	2,484	1,764	1,872	2,054	1,550	1,468	82.7%	87.9%	78.4%
地域密着型通所介護	0	708	720	901	1,102	1,091	-	155.6%	151.5%
通所リハビリテーション	1,884	1,572	1,596	1,602	1,576	1,547	85.0%	100.3%	96.9%
短期入所生活介護	636	600	660	564	439	385	88.7%	73.2%	58.3%
短期入所療養介護（老健）	72	216	216	175	200	173	243.1%	92.6%	80.1%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	-	-	-
福祉用具貸与	3,708	4,068	4,368	4,034	4,249	4,104	108.8%	104.4%	94.0%
特定福祉用具販売	72	72	72	69	74	45	95.8%	102.8%	62.5%
住宅改修	72	36	36	36	34	26	50.0%	94.4%	72.2%
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	0	0	0	0	7	0	-	-	-
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
認知症対応型通所介護	696	528	540	432	411	439	62.1%	77.8%	81.3%
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	3	-	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	7,128	6,972	7,284	6,581	6,321	6,221	92.3%	90.7%	85.4%

出典：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 給付費実績

①施設サービス

令和元（2019）年度給付実績の対計画比をみると、施設サービス全体では 100.1%とおおむね計画値どおりとなっています。

サービス別にみると、「介護老人福祉施設」は、平成 30（2018）年度では計画値を下回っていましたが、令和元（2019）年度には利用者の増加もあり給付額も増加し計画値を超えています。また、「介護老人保健施設」は、平成 30（2018）年度には計画値を上回っていましたが、令和元（2019）年度には利用者の減少もあり給付額も減少し計画値を下回っています。

②居住系サービス

令和元（2019）年度給付実績の対計画比をみると、居住系サービス全体では 100.5%とおおむね計画値どおりとなっています。

サービス別にみると、「特定施設入居者生活介護」は、平成 30（2018）年度では計画値を下回っていましたが、令和元（2019）年度には計画値を上回っています。また、「認知症対応型共同生活介護」は、平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度ともにおおむね計画どおりとなっています。

③在宅サービス

令和元（2019）年度給付実績の対計画比をみると、在宅サービス全体では 88.1%と計画値を下回っています。特に「訪問リハビリテーション」が計画対比 27.8%と低く、施設系のサービス利用が増加傾向にあることが要因の一つと考えられます。

平成 30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて給付額が増加したサービスは、「地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」となっています。

図表 介護保険サービス給付実績

	計画値（千円）			実績（千円）			対計画比 (実績値/計画値)		
	第6期		第7期	第6期		第7期	第6期		第7期
	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
施設サービス	580,739	671,676	671,976	625,518	645,389	672,778	107.7%	96.1%	100.1%
介護老人福祉施設	265,699	357,064	357,224	325,745	324,671	365,859	122.6%	90.9%	102.4%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	2,980	0	0	0	0	0	0.0%	-	-
介護老人保健施設	306,107	314,612	314,752	299,748	318,403	305,642	97.9%	101.2%	97.1%
介護医療院	-	0	0	-	0	0	-	-	-
介護療養型医療施設	5,953	0	0	25	2,315	1,278	0.4%	-	-
居住系サービス	175,988	161,181	165,503	151,788	156,229	166,260	86.2%	96.9%	100.5%
特定施設入居者生活介護	15,293	13,543	17,799	10,279	11,379	20,110	67.2%	84.0%	113.0%
地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	160,695	147,638	147,704	141,509	144,850	146,150	88.1%	98.1%	98.9%
在宅サービス	747,538	687,031	737,407	702,021	692,439	649,555	93.9%	100.8%	88.1%
訪問介護	84,153	83,262	91,095	85,221	77,441	63,919	101.3%	93.0%	70.2%
訪問入浴介護	31,011	24,935	30,010	21,615	18,923	17,837	69.7%	75.9%	59.4%
訪問看護	47,824	39,070	43,932	35,460	36,971	35,082	74.1%	94.6%	79.9%
訪問リハビリテーション	368	2,752	2,479	2,507	2,383	689	681.3%	86.6%	27.8%
居宅療養管理指導	5,536	4,696	5,147	5,075	5,723	5,340	91.7%	121.9%	103.8%
通所介護	210,512	155,964	168,397	160,702	153,477	143,125	76.3%	98.4%	85.0%
地域密着型通所介護	0	47,595	48,269	66,109	80,950	81,321	-	170.1%	168.5%
通所リハビリテーション	117,394	94,086	97,708	96,594	95,887	95,409	82.3%	101.9%	97.6%
短期入所生活介護	48,782	41,453	46,586	40,351	30,408	24,274	82.7%	73.4%	52.1%
短期入所療養介護（老健）	3,859	13,442	13,449	12,054	14,988	14,212	312.4%	111.5%	105.7%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	-	-	-
福祉用具貸与	43,321	43,582	47,961	44,855	49,659	47,175	103.5%	113.9%	98.4%
特定福祉用具販売	1,397	1,489	1,489	1,567	1,605	934	112.1%	107.8%	62.7%
住宅改修	5,027	3,761	3,761	3,452	3,461	2,196	68.7%	92.0%	58.4%
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	0	0	0	0	697	0	-	-	-
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
認知症対応型通所介護	65,445	47,248	48,585	46,362	39,606	41,509	70.8%	83.8%	85.4%
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	1,008	-	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	82,909	83,696	88,539	80,098	80,260	75,523	96.6%	95.9%	85.3%

出典：地域包括ケア「見える化」システム

2 施策の進捗状況

(1) 進捗状況の評価

第7期計画では16の施策に基づき、52の事業を展開しています。

各事業の推進担当課による施策進捗状況等の自己評価結果では、52の掲載事業に対し、「有効」(A)または、「おおむね有効」(B)と評価した事業の割合(有効事業比率)は、計画全体で41事業(78.8%)となっています。

また、実施したものの「課題が残る」(C)、「実施したが利用等実績なし」(D)となった事業は7事業(13.5%)、「一部実施」(E)、「未実施」(F)の事業も4事業(7.7%)となっています。

図表 第7期計画体系・評価一覧

施 策	掲載 事業数	評価			有効事業比率 (A・B) / (掲載事業)
		A・B	C・D	E・F	
1：認知症支援対策の推進					
1-1：認知症支援体制の充実	5	3	2	0	60.0%
1-2：認知症高齢者（家族）支援	3	1	2	0	33.3%
2：高齢者保健福祉施策の充実					
2-1：高齢者の健康の保持・増進	4	4	0	0	100.0%
2-2：地域での自立した生活支援	2	2	0	0	100.0%
2-3：地域の連携強化	2	2	0	0	100.0%
2-4：ボランティア活動の支援	1	1	0	0	100.0%
3：生きがいくくり・交流の推進					
3-1：スポーツ・レクリエーション、 学習趣味活動の充実	3	3	0	0	100.0%
3-2：交流活動の促進	1	1	0	0	100.0%
3-3：老人クラブ活動等への支援強化	1	1	0	0	100.0%
4：地域支援事業の充実					
4-1：介護予防・日常生活支援総合事業	9	8	0	1	88.9%
4-2：包括的支援事業	12	9	2	1	75.0%
4-3：任意事業	1	1	0	0	100.0%
5：介護保険サービスの充実					
5-1：介護保険サービスの基本方針	1	0	1	0	0.0%
5-2：介護保険の円滑な実施	5	5	0	0	100.0%
6：地域で安心して生活できる環境整備					
6-1：災害時の安否確認体制の整備	1	0	0	1	0.0%
6-2：住環境の整備	1	0	0	1	0.0%
計	52	41	7	4	78.8%

※評価判定：A：実施（有効）、B：実施（おおむね有効）、C：実施（課題が残る）、D：実施（実施したが利用等実績なし）、
E：一部実施、F：未実施

(2) 取組の状況

第7期計画期間中における、施策、事業ごとの評価結果及び、計画値を設定していた事業の実績は以下のとおりです。

1：認知症支援対策の推進

1-1：認知症支援体制の充実

施策・事業	評価
1-1-1：相談体制の充実	C
1-1-2：認知症ケアパスの活用と普及	A
1-1-3：早期診断・早期対応	C
1-1-4：認知症予防	A
1-1-5：SOS ネットワークの構築	B

区分		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
わくやSOS ネットワーク会議	計画値	0回	1回	1回
	実績	0回	1回	0回※
	計画比	100.0%	100.0%	0.0%

区分		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
さくらカフェ (認知症カフェ) 開催回数	計画値	6回	6回	6回
	実績	6回	5回	2回※
	計画比	100.0%	83.3%	33.3%

区分		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
認知症キャラバ ン・メイト連絡会	計画値	3回	3回	3回
	実績	3回	1回	3回
	計画比	100.0%	33.3%	100.0%

区分		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
短期宿 泊	利用 実人数	計画値	1人	1人
		実績	1人	3人
		計画比	100.0%	300.0%
	利用 延べ日 数	計画値	14日	14日
		実績	15日	14日
		計画比	107.1%	100.0%

区分		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
生活支 援ハウ ス 利用	利用 実人数	計画値	6人	6人
		実績	6人	7人
		計画比	100.0%	116.7%
	利用 延人数	計画値	1,080人	1,080人
		実績	586人	420人
		計画比	54.3%	38.9%

※新型コロナウイルスの影響で中止または縮小

1-2：認知症高齢者（家族）支援

施策・事業	評価
1-2-1：認知症高齢者と家族の支援	C
1-2-2：認知症サポーターの育成	C
1-2-3：家族介護継続支援事業	A

2：高齢者保健福祉施策の充実

2-1：高齢者の健康の保持・増進

施策・事業	評価
2-1-1：わくや健康ステップ21計画	B
2-1-2：住民健診等	B
2-1-3：地域における健康づくり活動	B
2-1-4：長寿お達者教室、運動ひろばの普及	B

2-2：地域での自立した生活支援

施策・事業	評価
2-2-1：緊急通報システムの設置	A
2-2-2：生活支援ハウス	B

区分		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
緊急通報システム の設置 年度末設置者数	計画値	55人	60人	65人
	実績	48人 (新規6人)	45人 (新規7人)	48人 (新規12人)
	計画比	87.3%	75.0%	73.8%

2-3：地域の連携強化

施策・事業	評価
2-3-1：健康推進員、民生委員児童委員、福祉推進員の連携強化	B
2-3-2：地域における住民同士の連携強化の促進	B

2-4：ボランティア活動の支援

施策・事業	評価
2-4-1：ボランティア活動の支援	A

3：生きがいづくり・交流の推進

3-1：スポーツ・レクリエーション、学習趣味活動の充実

施策・事業	評価
3-1-1：スポーツ・レクリエーションの充実	A
3-1-2：学習趣味活動	A
3-1-3：高齢者の就労支援	B

区分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
高齢者 スポーツ 大会の開催	回数	計画値	6回	6回	6回
		実績	8回	7回	0回※
		計画比	133.3%	116.7%	0.0%
	参加者数	計画値	600人	600人	600人
		実績	702人	659人	0人※
		計画比	117.0%	109.8%	0.0%

区分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
シルバー交通大学・ 教室への参加者	計画値	300人	300人	300人	
	実績	314人	397人	13人※	
	計画比	104.7%	132.3%	4.3%	

※新型コロナウイルスの影響で中止または縮小

3-2：交流活動の促進

施策・事業	評価
3-2-1：交流活動の促進	B

3-3：老人クラブ活動等への支援強化

施策・事業	評価
3-3-1：老人クラブ活動等への支援強化	A

4：地域支援事業の充実

4-1：介護予防・日常生活支援総合事業

施策・事業		評価
4-1-1： 介護予防・ 生活支援サービス 事業	(1) 訪問型サービス	A
	(2) 通所型サービス	A
	(3) 生活支援サービス	A
	(4) 介護予防ケアマネジメント	A
4-1-2： 一般介護予防事業	(1) 介護予防事業対象者把握事業	B
	(2) 介護予防事業対象者把握事業	B
	(3) 地域介護予防活動支援事業	B
	(4) 一般介護予防事業評価事業	F
	(5) 地域リハビリテーション活動支援事業	B

4-2：包括的支援事業

施策・事業		評価
4-2-1： 地域包括支援 センターの運営	(1) 介護予防ケアマネジメント事業	A
	(2) 総合相談支援事業	A
	(3) 権利擁護事業	A
	①高齢者の権利擁護	A
	②成年後見制度利用支援事業	A
	(4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業	B
	(5) 地域ケア会議の充実	C
	(6) 人材の確保、資質の向上	E
4-2-2：在宅医療・介護連携の推進		C
4-2-3： 地域における コーディネーター との連携	(1) 生活支援コーディネーターの配置	B
	(2) 生活支援サービスに関する協議体の設置	B
	(3) 町民への周知と関連団体との連携強化	B

区分		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
地域ケア会議 (推進会議)	計画値	1回	1回	1回
	実績	0回	0回	1回
	計画比	0.0%	0.0%	100.0%

区分		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
地域ケア会議 (個別支援会議)	計画値	17回	17回	17回
	実績	14回	19回	19回
	計画比	82.4%	111.8%	111.8%

4-3：任意事業

施策・事業		評価
4-3-1：介護給付の適正化		B

5：介護保険サービスの充実

5-1：介護保険サービスの基本方針

施策・事業	評価
5-1-1：介護保険サービスの基本方針	C

5-2：介護保険の円滑な実施

施策・事業	評価
5-2-1：介護保険制度の普及啓発	A
5-2-2：介護サービスの質の向上	A
5-2-3：適正な介護認定	B
5-2-4：介護保険料の収納率向上	A
5-2-5：相談・苦情対応体制の整備	A

区分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
介護 サービスの 質の向上に 向けた 取り組み	実地指導	計画値	7件	6件	6件
		実績	7件	5件	6件
		計画比	100.0%	83.3%	100.0%
	集団指導	計画値	1件	1件	1件
		実績	0件	1件	1件
		計画比	0.0%	100.0%	100.0%
	監査	計画値	0件	0件	0件
		実績	0件	0件	0件
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%
	事務管理 体制確認 検査	計画値	0件	0件	0件
		実績	0件	0件	0件
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%

区分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
介護保険料収納率	計画値		100.0%	100.0%	100.0%
	実績		98.4%	98.6%	98.6%
	計画比		98.4%	98.6%	98.6%

6：地域で安心して生活できる環境整備

6-1：災害時の安否確認体制の整備

施策・事業	評価
6-1-1：災害時の安否確認体制の整備	E

6-2：住環境の整備

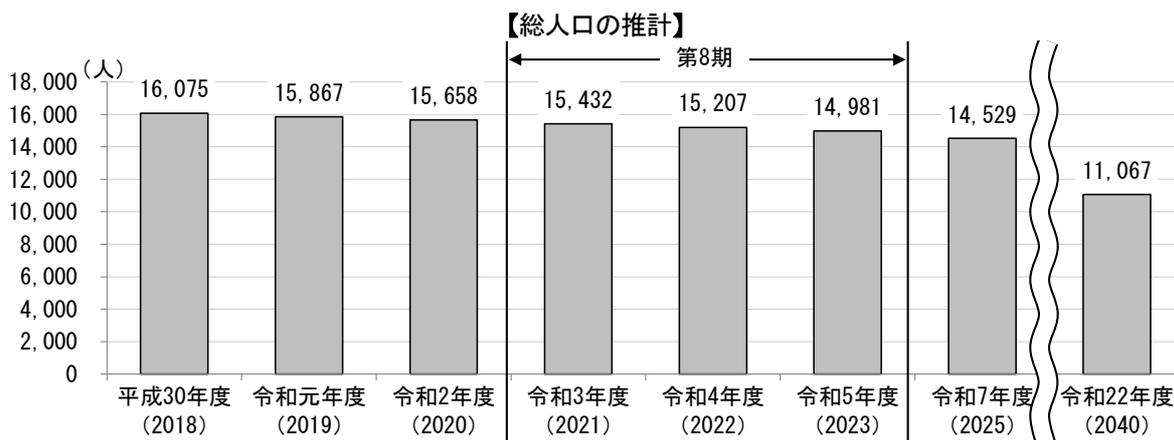
施策・事業	評価
6-2-1：高齢者の居住安定に係る施策との連携	E

第7節 総人口・第1号被保険者数、要介護認定者数の推計

1 総人口の推計

第8期計画期間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度及び令和7（2025）・22（2040）年度の総人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口を基にしています。

推計では、総人口は今後も減少傾向にあり、第8期計画期間最終年度の令和5（2023）年度には14,981人、また団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年度には14,529人、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22（2040）年度には11,067人となる見込みです。



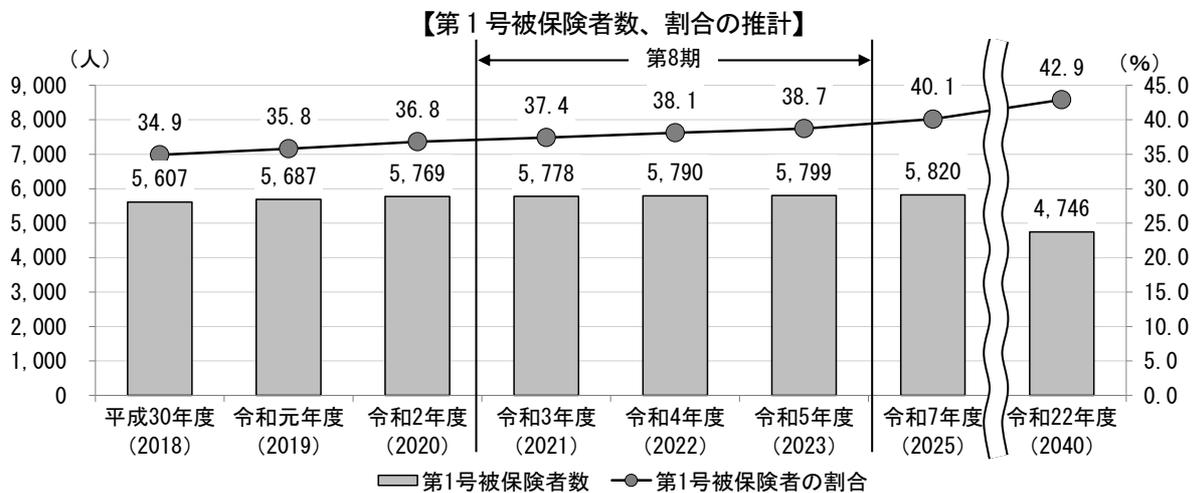
出典：国立社会保障・人口問題研究所推計値（各年10月1日）

2 第1号被保険者数、割合の推計

第8期計画期間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度及び令和7（2025）・22（2040）年度の第1号被保険者数の推計は、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口を基にしています。

推計では、第1号被保険者数は令和7（2025）年度まで増加傾向が続き、令和5（2023）年度には5,799人、令和7（2025）年度には5,820人、その後は総人口の減少に伴い減少して、令和22（2040）年度には4,746人となる見込みです。

一方、総人口に占める第1号被保険者の割合は上昇傾向が続き、令和5（2023）年度には38.7%、令和7（2025）年度には40.1%、令和22（2040）年度には42.9%となる見込みです。



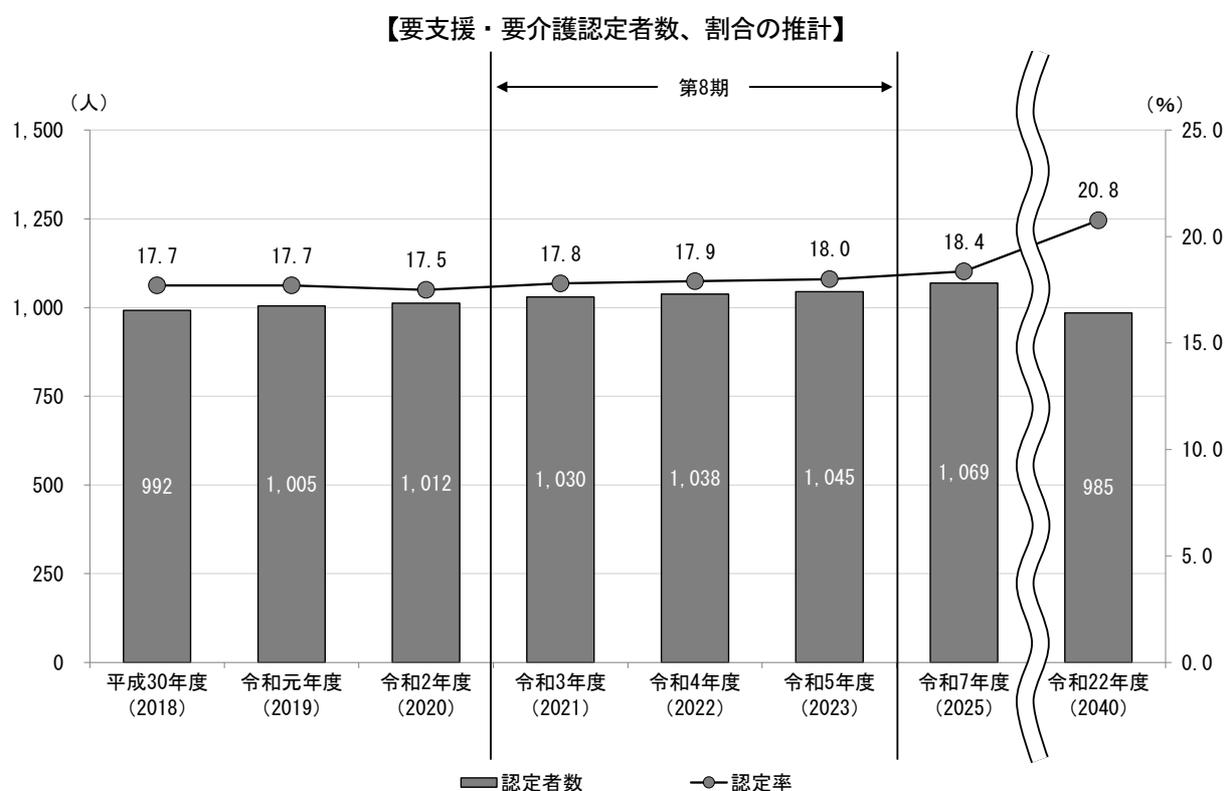
出典：国立社会保障・人口問題研究所推計値（各年10月1日）

3 要支援・要介護認定者数、割合の推計

第8期計画期間（令和3（2021）年度～令和5（2023））年度及び令和7（2025）・22（2040）年度の要支援・要介護認定者数の推計は、「地域包括ケア「見える化」システム」の推計を基に算出しています。

推計では、要支援・要介護認定者数は令和7（2025）年度まで増加傾向が続き、令和5（2023）年度には1,045人、令和7（2025）年度には1,069人と見込んでいます。その後は総人口、第1号被保険者数の減少に伴い減少して、令和22（2040）年度には985人となる見込みです。

一方、第1号被保険者に占める割合（認定率）は上昇傾向が続き、令和5（2023）年度には18.0%、令和7（2025）年度には18.4%、令和22（2040）年度には20.8%となる見込みです。



※第2号被保険者を含む

出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」を基に推計（各年9月末）

第3章 計画策定における課題の整理

第1節 課題の整理

本計画の策定にあたり、涌谷町の高齢者福祉・介護保険事業を取り巻く現状と今後の見込みを踏まえた課題を以下のとおり整理します。

1 進行する高齢化

総人口の減少に対し、高齢者人口は増加が続いており、それに伴い要介護認定者数も増加傾向となっています。現在、涌谷町は全国、宮城県と比較すると、要介護認定率は1ポイント近く低い状態ではありますが、今後、高齢化の進行により要介護認定者数、要介護認定率の上昇が見込まれるため、より一層介護保険サービスの円滑な提供が求められます。

また、介護保険制度の持続可能性の確保のため、法律に則った負担金の徴収、収納率の向上に対する取り組みも進める必要があります。

2 介護予防に向けた取り組み

涌谷町では、健康で長く地域で暮らし続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防に対する取り組みの推進を続けてきました。しかし、高齢者の多くは、高齢期に感じる不安として「健康」に関することを多く挙げており、今後、各支援事業における体制の強化・充実を図り、事業の利用を促進することにより、健康寿命の延伸につなげる必要があります。

また、高齢化の進行とともに、認知症状を持った高齢者の増加も想定されますが、涌谷町の認知症に関する相談窓口の認知度は半数を割っている状況です。認知症状に有効とされる早期発見、早期対応のためにも、改めて住民に相談窓口設置の周知や専門医療につなげる仕組みづくりといったことが求められています。

3 地域全体で高齢者を支え合う活動の充実

高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯の増加、老老介護問題など高齢者を取り巻く環境は年々変化しており、行政からの支援だけではなく、“自助”“互助”“共助”“公助”の連携による、地域全体で高齢者を支える取り組みが必要となってきています。これまでも地域住民と協働のもと、高齢者の健康増進に向けた取り組みやボランティア活動などを推進してきましたが、今後、高齢化率の上昇に伴い不足することが想定される支援の担い手として、高齢者自身も含めた地域での支え合い活動を充実させる必要があります。

4 高齢者の生きがいがづくり

近隣住民との交流や多世代交流、趣味やクラブ活動など、一人ひとりができる限り健康で生きがいを感じながら生活できること、また、高齢者が地域における役割を実感できるようにすることは、高齢化が進行する社会の中で重要なこととなっています。

第7期での涌谷町の取り組みは、高齢者の生きがいがづくりに有効であったと考えていますが、本計画期間においても引き続き、高齢者が社会の中で役割を持ち、地域のふれあいを通して生きがいを持って生活できるよう支援する必要があります。

5 安心して暮らせる環境の整備

地域で安心して生活を続けるため、町の環境や住環境の整備を引き続き進める必要があります。

また、ハード整備だけではなく、災害時等の支援体制の整備・強化や、意見として多かった「高齢者を地域で見守るような住民の助け合い活動の育成」の一環として、地域での包括的支援体制の整備といったソフト面の支援体制の構築も進める必要があります。



第4章 計画の方向性

第1節 基本理念

涌谷町の高齢化率は平成26（2014）年以降30%を超えて推移しており、今後、総人口の減少や「団塊の世代」の後期高齢者化、「団塊ジュニア世代」の高齢化などにより、町の高齢化はますます進行すると見込まれています。

このような状況の中、涌谷町では涌谷町町民医療福祉センターを中心に、日常の健康づくりから疾病予防、治療、リハビリテーション、介護、福祉事業の総合的な取り組みについて進めてきました。

今後、さらに増加することが見込まれている高齢者の中には支援が必要な人、自ら主体的に活動される人など、多様な生活・活動スタイルの高齢者が増えていくと考えられます。高齢になっても、自分の心身の状態を把握しながら、希望する生活・活動スタイルを実現し、満足のいく生活を送れるよう、また、地域住民が年齢を問わずお互いに支え合い、豊かな生活を送れるよう、時代や生活に合った持続可能な地域社会の仕組みづくりが必要となります。

上記を踏まえ、本計画では、引き続き「お互いに支え合いながら、和やかに、いつまでも暮らし続けられる地域づくり」を基本理念とし、地域住民と行政が一体となっていつまでも暮らし続けることができるまちを目指します。

基本理念

**お互いに支え合いながら、和やかに、
いつまでも暮らし続けられる地域づくり**

第2節 基本目標

高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域でそれぞれのスタイルに合った暮らしを続けるため、また、今後増加の見込まれる認知症高齢者の地域生活を支えるため、医療・介護・住まい・生活支援及び介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めているところです。

現在、その中心を担っている地域包括支援センターでは、高齢者の介護予防や生活支援、安心して生活するための権利擁護や虐待防止の啓発、認知症高齢者への支援、介護家族への支援など、高齢者福祉に関わる事業運営や相談・支援、情報発信など包括的に行っています。

今後、それぞれのライフスタイルの変化に合わせ、ニーズなども多様化することが想定されるため、ニーズに応じたより細やかな支援が可能となるよう、これまでと同様のサービスの提供を継続するとともに、地域住民との協働のもと、地域資源を効果的に活用し適切なサービスを提供できる体制の充実や人材の確保等に取り組む必要があります。

以上のことから、基本理念である「お互いに支え合いながら、和やかに、いつまでも暮らし続けられる地域づくり」を実現するため、基本目標を「地域包括ケアシステムの充実」と定め様々な施策を展開します。

基本目標

地域包括ケアシステムの充実

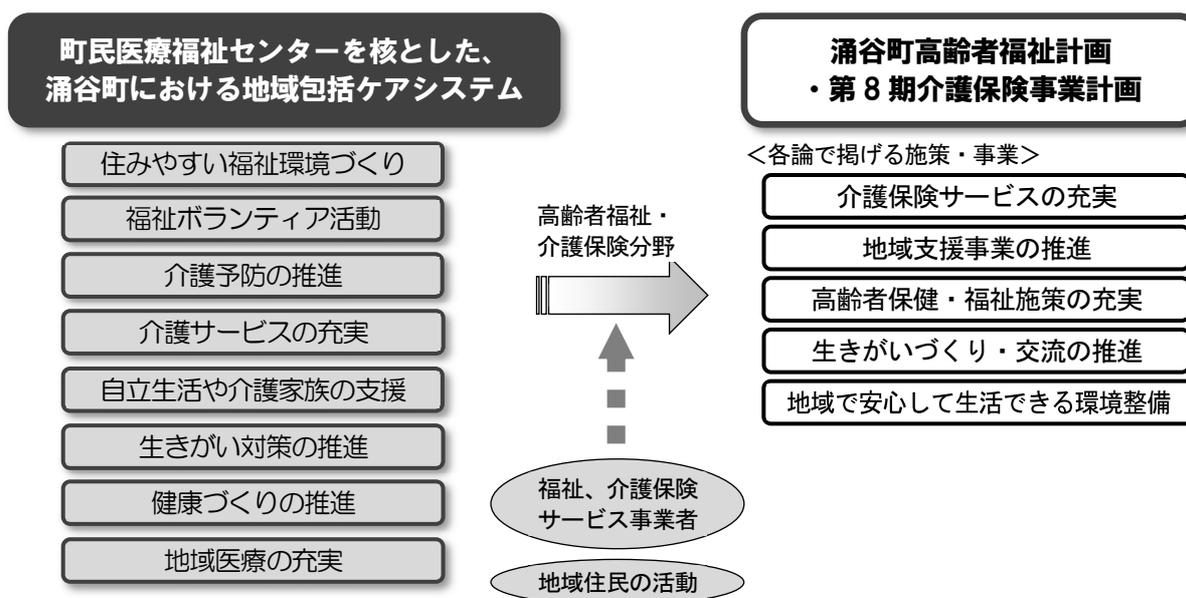


第3節 浦谷町における地域包括ケアシステムについて

浦谷町では、昭和59年以来「健康と福祉の丘のあるまちづくり」をスローガンに昭和63年11月に開設した浦谷町町民医療福祉センターを核として、全国に先駆け地域包括医療・ケアの実践、すなわち保健・医療・福祉を一体的、系統的に提供できるよう進めてきました。また、平成12年4月にスタートした介護保険制度は、制度の見直しを繰り返しながら、住民間に順調に定着してきました。

その後、国では平成26年度の介護保険制度改正において「地域包括ケアシステム」の構築がうたわれ、平成30年4月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が施行され、全国的にも「地域包括ケアシステムの深化・推進」への取り組みが進められるようになりました。

本計画の施策体系を作成するにあたって、国に先立ち町ぐるみで地域包括医療・ケアの実践を進めてきた浦谷町では、現在の地域包括ケアシステムを中心に、高齢者福祉・介護保険分野に関連する各事業を展開するものとします。



第4節 施策の体系

本計画における施策体系は次のとおりです。



第5節 日常生活圏域

「日常生活圏域」は、町内各地域で生活を営む小地域の単位で、介護保険事業の地域密着型サービスや介護予防・生活支援サービスの提供範囲の単位となります。

涌谷町においては、各事業所や町民医療福祉センターから町内全域にサービスや事業を行っていることから、町全域を一つの日常生活圏域とします。

第2部 各論

第1章 介護保険サービスの充実

第2章 地域支援事業の充実

第3章 高齢者保健・福祉施策の充実

第4章 生きがいつくり・交流の推進

第5章 地域で安心して生活できる環境整備

第1章 介護保険サービスの充実

第1節 介護保険サービスの基本方針

1 介護保険サービスの基本方針

■ 現 状

認定者の増加に伴い介護保険サービスのニーズの高まりが見込まれていましたが、サービスの利用はおおむね横ばいで推移しています。

涌谷町において、介護人材の確保は継続的な課題となっており、特に訪問系に関わる人材の不足が深刻となっています。

■ 今後の取組

高齢期においても住み慣れた土地で暮らし続けることができるよう、引き続き在宅サービスの安定的な供給に努めます。

また、課題となっている介護人材について、地域内の連携による支援体制の整備や県との連携による人材確保に努めます。

第2節 介護保険の円滑な実施

1 介護保険制度の普及啓発

■ 現 状

介護保険制度の内容やサービスの利用方法などについては、広報わくや、ホームページによる情報提供、パンフレットの配布等を行っています。

また、ホームページにアクセスできない高齢者や広報などの活字媒体だけでは情報が行き届きにくい高齢者に対処するため、社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体、老人クラブ等の高齢者と接する機会が多い機関、団体等のマンパワーを活用するとともに、地域包括支援センターを中心に情報提供を行っています。

■ 今後の取組

今後も社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体、老人クラブ等の協力を得ながら情報提供を続けるとともに、窓口やホームページ等により、要介護認定申請手続きやサービス利用方法、介護サービス事業所の連絡先など各種情報の周知を行います。

2 介護サービスの質の向上

■ 現 状

定期的にケアマネジャー向けの研修会や情報交換会を開催し、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所の質の向上への取り組みを支援しています。

また、実地指導や集団指導等についても定期的に行い、全体的なサービスの質の向上も図りました。

■ 今後の取組

今後も地域包括支援センターを中心として必要な情報を提供するとともに、定期的な研修会や情報交換会を開催し、ネットワークの強化を図ることで、介護サービス事業所の質の向上への取り組みを支援します。

また、地域密着型サービス及び居宅介護支援については、保険者である町が適切に事業者の指導監督を実施し、サービスの質の確保を図ります。地域密着型サービス及び居宅介護支援以外の介護サービスについては、指導監督を担う県と連携のもと、必要に応じて事業所への立ち入り調査を行うなど、介護サービス事業所への指導を実施します。

【実地指導の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実地指導 (件)	7	6	2	6	6	6

【集団指導の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
集団指導 (件)	1	1	1	1	1	1

【監査の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
監査 (件)	0	0	1	0	0	0

【事務管理体制確認検査の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事務管理体制 確認検査 (件)	0	0	0	0	0	0

3 適正な介護認定

■ 現 状

介護認定調査にあたる認定調査員に対し、適正な調査が行えるよう認定調査の仕方などについて随時研修を実施しています。

■ 今後の取組

今後も介護認定に際し、適正な調査が行えるよう随時研修を実施し、調査技術の向上に努めます。また、介護認定審査会においても適正かつ公正な審査が実施されるよう、継続して研修の充実に努めます。

【介護認定調査にかかる実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
介護認定調査員 研修 (回)	1	0*	0	1	1	1
介護認定審査会 委員研修 (回)	0	0*	1	1	1	1

※新型コロナウイルスの影響で中止または縮小

4 介護保険料の収納率向上

■ 現 状

介護保険制度は、介護保険料を財源として給付を行う保険事業であるため、安定的にその歳入を確保する必要があり、被保険者間の負担の公平性を確保するうえで、収納率の向上が重要となっています。このため、介護認定の申請等で未納が確認された場合、介護保険制度の趣旨等をお伝えし保険料の滞納の解消に努めています。

■ 今後の取組

今後も窓口やホームページ等により、要介護認定申請手続きやサービス利用方法、介護サービス事業所の連絡先などの各種情報の周知を行い、介護保険制度の趣旨について理解を促すことにより収納率の向上を図ります。

【介護保険料収納率の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
介護保険料 収納率 (%)	98.4	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6

5 相談・苦情対応体制の整備

■ 現 状

介護保険制度をより使いやすくするため、相談や苦情に対応する窓口として、地域包括支援センター及び各担当相談窓口の体制を整備し、連携・調整機能を図っています。受理した相談や苦情については、「相談・苦情内容記録表」を用い履歴を確認しながら漏れのないうように対応に努めています。

また、相談や苦情の内容に応じ、外部団体や民生委員児童委員等との連携を図っています。

【相談・苦情件数の実績】

区分	実績値		見込み
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
来所（件）	789	821	1,062
電話（件）	1,727	2,031	3,044
訪問（件）	1,323	937	936

■ 今後の取組

引き続き専門的知識を有した相談員が介護サービスの利用や制度の普及を図ることができるよう地域包括支援センターなど、町民医療福祉センターにおける相談・支援の窓口を充実するとともに、地域住民や民生委員児童委員等との連携を図りながら訪問による相談体制の充実を図ります。

また、介護サービスに対する苦情についても、サービス利用者の権利を擁護するとともに、より質の高いサービスを実現するために、サービス提供事業者の指導・監督を強化して早期の問題解決を図ります。



第2章 地域支援事業の充実

第1節 介護予防・日常生活支援総合事業

1 介護予防・生活支援サービス事業

■ 現状

介護予防訪問介護・介護予防通所介護については、平成30（2018）年4月より総合事業型サービスへ移行し訪問型サービス・通所型サービスとして実施していますが、すべての多様なサービスの提供は実施できておらず、体制整備に向けて検討を続ける必要があります。

■ 今後の取組

介護保険法改正前の予防給付の基準に基づく現行相当サービスについては、引き続きケアプランに基づいたサービスの提供を行います。

また、訪問型サービス・通所型サービスの多様なサービスの提供に向けた体制整備について検討を続けるとともに、ボランティア等の人員の確保を図りつつ各サービスの継続的・安定的な推進に努めます。

(1) 訪問型サービス

■ 事業・取組の内容

○要支援者等に対して、掃除・洗濯その他の日常生活上の支援を行うものです。

以下の5種類に分類されます。

サービス種別	従来の介護予防訪問介護相当	多様なサービス			
	訪問介護	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスB (住民主体による支援)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	ボランティア主体

【訪問型サービス（延人数）の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)		令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
訪問型サービス(延人数)	473	440	324	324	324	324

(2) 通所型サービス

■事業・取組の内容

○要支援者等に対して、機能訓練や集いの場等日常生活上の支援を行うものです。
以下の4種類に分類されます。

サービス種別	従来の介護予防訪問介護相当	多様なサービス		
	通所介護	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

【通所型サービス(延人数)の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
通所型サービス(延人数)	910	937	892	892	892	892
通所型サービスA(延人数)	0	0	0	0	0	0

2 介護予防ケアマネジメント

■現状

介護予防・生活支援サービス事業対象者、要支援認定者に対して、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行うものです。

町内外の居宅介護支援事業所へ委託していますが、一時、委託先の不足が懸念されたことから、新たに委託契約を締結しました。令和2年10月現在で、町内5か所、町外22か所と委託契約し事業実施しています。

■今後の取組

介護予防・生活支援サービスについて、高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目指し、地域包括支援センターが一部業務を居宅介護支援事業所へ委託し実施前・後の評価(アセスメント)、介護予防ケアプランの作成、事業評価を行います。

【介護予防ケアマネジメント(延人数)の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
介護予防ケアマネジメント(延人数)	826	795	724	724	724	724

第2節 一般介護予防事業

1 一般介護予防事業

■ 現 状

高齢者が要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化防止のため、機能回復訓練等、本人へのアプローチを行うとともに、住民主体の通いの場を充実させつつリハビリテーション専門職等を活かした取組を推進するものです。また、各事業の実施にあたり、利用の際に使用するテキストの作成や、年間を通じて使用できる介護予防カレンダーの配布等を行っています。

事業参加者が自主的に開催・活動できるような支援が上手く機能していないため、住民主体の活動につながるよう支援を検討する必要があります。

「長寿お達者教室」は住民同士が声を掛け合い参加しており、事業の周知がなされている一方で、参加者が固定化されているという課題も出てきています。

「運動ひろば」は令和元（2019）年現在、22 か所で開催されています。一つの行政区で複数の運動ひろばが開催されており、徐々に地域に広がっている状況です。

■ 今後の取組

地域においてリハビリテーション専門職等が地域包括支援センターと連携しながら、住民主体の通いの場等に関与し、効果的、かつ効率的な介護予防の推進を図ることを目的に、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう地域づくりを推進します。

また、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、住民運営の通いの場の充実を目指します。

（1）介護予防普及啓発事業

■事業・取組の内容

○介護予防の普及啓発に資する、運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室などを開催しています。

【かるが〜る（ジャンプ）の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
実施回数（回）	85	90	96	96	96	96
参加人数 (延人数)	2,549	2,027	2,027	2,027	2,027	2,027

(2) 地域介護予防活動支援事業

■事業・取組の内容

○誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を支援するものです。また、ボランティアの人材育成や社会参加活動を通じた、介護予防に資する地域活動を支援してしています。

【「パワーアップ」リーダー養成講座の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
実施回数(回)	7	12	12	12	12	12
参加人数 (延人数)	99	246	246	246	246	246

【運動ひろばの実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
実施地区数(地区)	20	22	22	24	26	28

【介護予防に資する通いの場や社会参加活動の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
参加人数 (延人数)	0	0	0	1,170	1,170	1,170

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

■事業・取組の内容

○リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等に関与し、要介護状態等となることの予防など、効果的、かつ効率的な介護予防を推進するものです。

【かるが〜るプラザの実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
実施回数(回)	85	132	132	132	132	132
参加人数 (延人数)	2,549	2,761	2,761	2,761	2,761	2,761

第3節 包括的支援事業・任意事業

1 包括的・継続的ケアマネジメント事業

■ 現状

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の状況や変化に応じて、在宅と施設の連携、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行っています。

介護支援専門員等に対する相談支援では、担当家族等に関する内容も多く、助言や同行訪問などの支援を行いました。また、これまでなかった事業所の運営に関する相談もあり、事業所の状況により関係部署と連携し支援しています。

学習会及び情報交換会の開催にあたっては、参加しやすいよう開催日程の調整を行い、時事的な施策をテーマにした学習会を開催することにより、参加者同士の有意義な意見交換につなげました。

■ 今後の取組

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、学習会及び情報交換会については、引き続き参加しやすい日程調整を行い、出席の機会を創出するとともに定期的な開催に向け取り組みます。

(1) 介護支援専門員に対する支援

■ 事業・取組の内容

- 介護支援専門員がケアプラン作成において、抱える悩みや処遇対応が難しいケースについて相談に応じ、高齢者に質の高いサービスを提供できるように支援するものです。

【介護支援専門員に対する支援の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
相談人数(人)	8	6	10	10	10	10

(2) 学習会及び情報交換会の開催

■ 事業・取組の内容

- 介護支援専門員等の資質の向上を図る観点から、研修会や情報交換会を定期開催するものです。また、円滑に業務が実施できるよう、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）等とのネットワーク構築を支援します。

【学習会及び情報交換会の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数(回)	3	2	3	3	3	3

(3) 地域ケア会議の充実

■事業・取組の内容

○地域ケア会議（個別支援会議）は、援助困難な個別の事例について、本人、家族、地域の支援者（隣人、区長、民生委員児童委員等）や関係機関（介護支援専門員、行政、保健、医療、福祉の専門職）が一堂に会し、課題の共有や解決策の検討を行います。

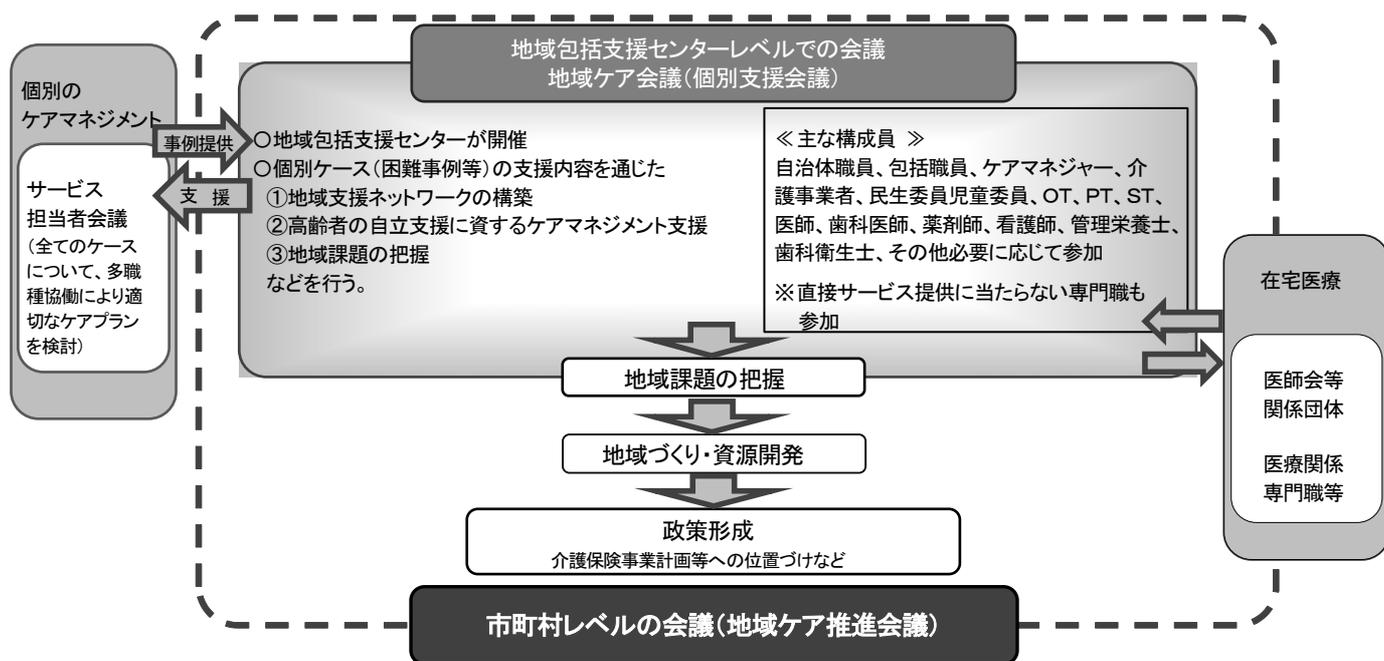
また、地域ケア会議（推進会議）は、個別ケースの支援内容の検討を通じた、①地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援②高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築③個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を目的として開催するもので、次の4つの機能を持ちます。

ア 事例検討を通じ、地域課題を発見する機能

イ 処遇困難事例の検討を通じ、様々な知恵やノウハウの集結及び解決する機能

ウ 地域関係機関との連絡会議を通じ、地域課題の共有や好事例を共有する機能

エ 町主催の介護保険事業計画策定委員会等において、地域の関係者ととも地域支援や基盤整備を検討する機能



【地域ケア会議（推進会議）の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数（延回）	0	0	1	1	1	1

【地域ケア会議（個別支援会議）の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数（延回）	14	19	19	19	19	19

2 認知症総合支援事業

■ 現 状

認知症の早期発見・早期対応について関係機関で連携した取り組みを実施しており、認知症状がある方への相談支援、わくや SOS ネットワーク会議での意見交換など地域で認知症の方を見守る仕組みを構築しています。また、認知症家族への支援も行い、家族の負担軽減に努めました。

■ 今後の取組

認知症に関する正しい知識や認知症に関する取り組みについて周知を進めるとともに、関係機関で連携して地域で支援する体制を構築し、認知症状のある方や家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう各事業を推進します。

また、複数の専門職が一つのチームとして認知症が疑われる方などの自宅を訪問し、認知症状に伴うアセスメントを実施するなど、包括的・集中的な支援として専門医療機関との連携を図ります。

(1) 認知症早期発見啓発事業

■事業・取組の内容

○物忘れ相談は、認知症が進行してからの相談が多いという現状があることから、住民に対して認知症の早期発見・早期対応の必要性について普及・啓発することを目的としています。

(2) 認知症初期集中支援チーム

■事業・取組の内容

○認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方とその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するものです。

【認知症初期集中支援チーム対応件数の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症初期集中支援チーム対応件数 (件)	新規 1	新規 1 継続支援 1	1	2	2	2

【認知症初期集中支援チーム（チーム員数）の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
チーム員数（人）	9	10	10	11	12	13

(3) 認知症カフェ

■事業・取組の内容

○認知症の方や認知症が心配な方が、自分自身のことを専門職に相談できる交流の場としています。また、認知症の方を介護している家族が認知症について学んだり介護者同士で話をしたり、さらには、専門職に相談することができる場としてカフェを開催しています。

【さくらカフェ（認知症カフェ）の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
開催回数（回）	6	5	2	6	6	6
参加人数（延人）	119	74	10*	60	60	60

※新型コロナウイルスの影響で中止または縮小

(4) 認知症介護家族のつどい

■事業・取組の内容

○認知症の方を介護している家族が日頃の思いや悩みを語り、思いを共有したり、対応方法の助言を受けることにより、介護負担やストレスの軽減、情報共有が図れることを目的として開催するものです。

【認知症介護家族のつどいの実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
開催回数（回）	1	1	1	1	1	1

(5) 認知症地域支援推進員

■事業・取組の内容

○認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行うものです。（新オレンジプランより）

【認知症地域支援推進員研修の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
新任者研修（人）	1	3	0	1	1	1
現任者研修（人）	1	1	0	1	1	1

3 在宅医療・介護連携推進事業

■ 現 状

平成 29 年度から運用が開始され、在宅医療・介護連携推進協議会を通じ、医療・介護の現場に携わる関係職種による町の課題の共有、在宅医療・介護の提供体制について検討を行っています。町単独でなく、美里町との調整が必要であることから、密に情報共有を図っています。

また、住民への啓発として毎年研修会を行っており、医療と介護における従事者には郡医師会と連携して研修会を行いました。

■ 今後の取組

在宅における療養においては、医療と介護の連携が重要となることから、県や美里町とも情報を共有しながら、今後も在宅医療・介護連携推進協議会や郡医師会等、関係機関同士の「顔の見える関係づくり」を継続して行います。また、限られた資源の中で、町民が切れ目のないサービスを受けることができるよう、関係機関で連携をとることができるよう支援に努めます。

(1) 町民対象の懇談会・研修会、従事者対象研修会の開催

■事業・取組の内容

○町民を対象とした懇談会を開催し、在宅医療、介護連携の理解を推進します。

また、連携を実現させるため、多職種でのグループワーク等の研修を行います。

【懇談会・研修会の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
町民対象の懇談会・研修会 (回)	1	1	0*	1	1	1
従事者対象研修会 (回)	1	0	1	1	1	1

※新型コロナウイルスの影響で中止または縮小

(2) 在宅医療・わたしたちのまちの在宅医療と介護マップ

■事業・取組の内容

○地域資源把握のため、地域の在宅療養サービス等をまとめたマップを発行しています。

4 生活支援体制整備事業

■ 現状

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域での支え合い体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を推進するため、会議や研修会等を通じて生活支援サービスを担う様々な事業主体と連携しています。

■ 今後の取組

生活支援コーディネーター⁵が中心となって地域に積極的に出向き、暮らしの中にある集いの場や通いの場等を把握し、有用な情報をホームページや広報等で活用して発信するとともに、町内を活動範囲とする企業を対象に調査を実施し、「おらほの支えあい企業」として情報を発信します。

また、交通手段が限られている高齢者等を対象として、町民バスを活用したマイ時刻表⁶を作成し、自分だけの専用時刻表の普及を図ります。

(1) わくやまると会議

■事業・取組の内容

○地域資源の調査や集いやすい雰囲気づくりの検討など生活支援体制整備にかかる協議を行っています。

【わくやまると会議の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
全体会 (回)	2	1	1	1	1	1
分科会	見守り活動 (回)	2	2	2	2	2
	集いの場 (回)	2	1	1	1	1
	生活支援 (回)	1	2	2	2	2

(2) 実施モデル地区支援事業

■事業・取組の内容

○生活支援コーディネーターと協議のうえ、研修やワークショップ等を実施しています。また、緊急連絡先カードの作成や戸別訪問調査を実施します。

(3) 活動実践集の刊行

■事業・取組の内容

○地域で取り組んでいる支え合いの活動等を「お宝」とし、多くの皆さんに発信するため「わくやのお宝再発見！おらほの支えあい活動実践集」を発行しています。

⁵ 積極的に地域に出向き、住民の知恵や工夫で実現している支え合い活動を把握し、その活用を周囲に「見える化」したり、支え合い活動を推進する者。

⁶ 自宅近くのバス停から、目的地まで利用する時間を考慮しながら、一人ひとりの目的に応じて作成する自分だけの専用の時刻表。

5 権利擁護事業

■ 現 状

認知症等で判断能力が低下した方について、成年後見制度の利用につなげることができました。また、親族申立の際には、親族（申立人）へ書類作成の助言も行っています。身寄りがいない方や、虐待事案のケースについては、町長申立を行い、本人の権利擁護につなげました。

■ 今後の取組

成年後見制度においては、成年後見促進法に基づき、計画を策定のうえ充実を図ります。高齢者虐待においては、予防・啓発として、学習会等で周知します。虐待（通報）が発生した場合は、これまでどおり迅速な対応に努め、また、施設等で発生した場合には、関係機関と連携のうえ対応します。

（１）成年後見制度の活用促進

■事業・取組の内容

○成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族に対して、関係機関への紹介等を行うとともに、親族で申立を行えない場合は、町長申立につなげます。また、令和3（2021）年度に成年後見制度利用促進基本計画の策定を予定しており、策定後は計画に基づき制度を促進します。

【成年後見制度の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
相談件数（件）	4	2	4	4	4	4

（２）虐待への対応

■事業・取組の内容

○地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用など高齢者の権利擁護に努め、活動の促進をします。また、地域内ネットワークの構築により高齢者虐待の早期発見に努め、虐待対応マニュアルにより早急な対応に努めます。

（３）処遇困難ケースへの対応

■事業・取組の内容

○高齢者やその家族に重層的な課題が存在し、高齢者の生活に著しく影響している場合や高齢者自身が支援を拒否しているケース等の困難事例を把握した際、地域包括支援センター、地域、多機関等と連携を図り、専門的・継続的な視点で支援します。

6 総合相談事業

■ 現 状

高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を把握し、保健・医療・福祉・介護サービスについての総合相談を受け、適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行います。

相談内容は介護保険に関する内容が多い傾向にありましたが、年々経済的困窮に関する相談や認知症関係、権利擁護に伴う相談など、内容が多岐にわたり複合的な相談が増加しています。多岐にわたる相談に対応するため職員のスキルアップを図る必要があります。

また、入院時における退院後の生活を不安に感じている相談も増加傾向にあり、医療と介護の連携の充実を図り対応しています。

■ 今後の取組

多岐にわたる相談に対応するため、内部勉強会や外部研修等を重ね、職員のスキルアップを図ります。

また、多機関協働による支援体制の構築のため協議します。

(1) 来庁・電話・訪問

■事業・取組の内容

○初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施にあたって必要となるネットワークの構築、高齢者の状況把握を行います。

【相談の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
来所(件)	789	746	1,062	1,062	1,062	1,062
電話(件)	1,727	1,826	3,044	3,044	3,044	3,044
訪問(件)	—	865	936	936	936	936

7 任意事業

■ 現 状

現在、涌谷町では主に①介護給付費等費用適正化事業、②成年後見制度利用支援事業、③配食サービス事業、④認知症サポーター養成講座、⑤認知症キャラバン・メイト連絡会の5つの任意事業を実施しています。それぞれ高齢者が健康で安全に生活できるよう事業を推進しています。

■ 今後の取組

各サービスにおいて、申請後速やかに調査を行うことができるよう、必要に応じてシステムの見直しを行うとともに、高齢者が住み慣れた自宅での生活を保つことができるよう支援体制を整備します。

(1) 介護給付費等費用適正化事業

■事業・取組の内容

○事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求等を制し、長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、地域支援事業における「介護給付費等費用適正化事業」等を活用しながら、給付内容の審査に努めます

【介護給付費等費用適正化事業の目標値】

	実施目標
認定調査状況チェック	・町職員による認定調査票のチェックで判定基準の統一化を図る。(全件) ・認定調査員の内部研修を行う。(年1回)
ケアプランの点検	・町と事業者の介護支援専門員の双方で確認しながら点検を行う。(年1回以上)
住宅改修等の点検	・住宅改修：事前確認申請時は、写真で確認する。支給申請時は現地訪問を行う。町で把握している利用者の身体状況から申請内容に疑問が生じたケースについて、介護支援専門員等に確認する。(全件) ・福祉用具：申請書と介護認定審査会資料特記事項との整合性を確認する。(全件)
医療情報との突合 ・縦覧点検	・国保連に対象者抽出を委託し、町職員が実施する。点検結果について事業所に確認することで適正化への取り組みを啓発する。(全件) ・縦覧点検：国保連に委託する。点検結果について事業所等に確認することで適正化への取り組みを啓発する。(全件)
介護給付通知	・利用者に自身の保険給付状況を把握してもらい、利用者によるサービス内容の見直しの一助とする。(年2回利用者に通知)

(2) 成年後見制度利用支援事業

■事業・取組の内容

○成年後見制度の利用が必要な65歳以上の高齢者等が、身寄りがいないなど親族の申立を行うことが困難な場合、涌谷町長が審判請求を行い、本人の財産状況から申立費用や後見人報酬等を負担することが困難な場合、これらの費用を助成することにより、高齢者福祉の増進を図るものです。

【成年後見制度利用支援事業の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
申立費用助成 (件)	3	2	3	3	3	3
後見人等報酬 助成(件)	0	4	3	3	3	3

(3) 配食サービス事業

■事業・取組の内容

○65歳以上の一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯等であって、老衰、心身の障害、傷病等の理由により調理が困難な方を対象に、週1～5回、夕食を配達するものです。栄養バランスの摂とれた食事を提供することにより、健康維持と生活支援を図るとともに、配食サービス協力員による安否確認も行います。

【配食サービス事業の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
新規申請件数 (件)	12	18	15	15	15	15
配食日数(日)	144	230	243	242	243	243
延配食数(食)	3,388	3,905	4,678	4,659	4,678	4,678
利用人数(人)	3,401	3,905	3,777	3,777	3,777	3,777

(4) 認知症サポーター養成講座

■事業・取組の内容

- 地域包括支援センターが中心となり認知症サポーター養成講座を開催するものです。
講座では、認知症に対する正しい理解と知識、認知症高齢者やその家族を地域においてあたたかく見守り・支えていく認知症サポーターを養成します。

【認知症サポーター養成講座の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症サポーター養成講座開催回数(回)	6	4	3	3	3	3

【認知症サポーター人数の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
新規人数(人)	91	61	60	60	60	60
延人数(人)	1,156	1,217	1,277	1,337	1,397	1,457

(5) 認知症キャラバン・メイト連絡会

■事業・取組の内容

- 認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を見守り、支援する「認知症サポーター」の養成が求められており、それを担うキャラバン・メイトのネットワーク構築と活動の充実を図るものです。

【認知症キャラバン・メイト数の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症キャラバン・メイト数(人)	35	41	39	40	40	40

【認知症キャラバン・メイト連絡会の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数(回)	3	1	3	3	3	3
参加人数(延人数)	42	13	30	30	30	30

第3章 高齢者保健・福祉施策の充実

第1節 高齢者の健康の保持・増進

1 住民健診等

■ 現状

住民が自らの健康状態を確認し疾病の早期発見・早期治療につながることを目指し、特定健康診査や後期高齢者健康診査・各種がん検診、歯科健診等を実施するものです。健診の種類によっては少しずつ受診率が上昇しているものもありますが、多くの健診で受診率に変化はみられない状況です。

また、塩分摂取量の減少や歯磨き率の向上など改善傾向にある項目もみられますが、要介護状態につながる生活習慣病の罹患者は減少していない状態です。

■ 今後の取組

今後も受診しやすい健（検）診体制を検討・実施し、一人ひとりの健康づくりに役立てることができるよう取り組みを進めます。

また、各種健診を通して生活習慣病の予防や重症化予防の対策を行い、高齢期を健康に過ごせるよう、住民や関係機関との協働で取組を進めます。

2 地域における健康づくり活動

■ 現状

地域の健康教室などにおいて、各種健（検）診の受診勧奨を行うとともに、脳卒中や心疾患を引き起こす要因になる高血圧や脂質異常症、高血糖に着目し、食事（減塩など）・運動・禁煙等生活習慣改善につながるような健康教育や健康相談を行うものです。

現在、わくや元気アップ教室や研修会なども開催し、尿中塩分測定の結果、平成29(2017)年の12.3gから令和元(2019)年には10.6gと1.7gの減少となっています。

■ 今後の取組

各地区での健康教室を通して、生活習慣病対策が地域の中で根ざしていくように健康推進員と協働で継続して取り組みます。

また、健康に関心を持ち、健康行動をとる町民が増えてることで、地域全体の健康度が上がることを目指し、広く地域への働きかけを行うとともに、高齢者が身近な地域で健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、健康づくりの実践を促進します。

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進

■ 現 状

高齢者の保健事業と介護予防事業は、それぞれの事業・取組において施策を展開しており、一定の成果も出ているところです。今後、保健事業と介護予防を一体的に取り組むことにより、医療・介護データ等の分析による一人ひとりの状況に応じた支援が必要となります。

■ 今後の取組

高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で高齢者一人ひとりの状況に応じた細やかな高齢者保健事業を展開することにより、できるだけ自立した日常生活を送ることができる健康寿命の延伸を図ります。

また、高齢者の医療・介護データ等を分析して地域の健康課題の把握、健康課題者の特定を行い、疾病予防・重症化予防、介護予防など医療専門職が通いの場等への関与することにより高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

4 リハビリテーション提供体制の整備

■ 現 状

通所リハビリテーションと介護老人保健施設の利用率は、全国や宮城県を上回っており、県内でも上位となっています。一方、訪問リハビリテーションの利用率は上昇傾向にあるものの全国、宮城県を下回っている状況です。

■ 今後の取組

リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等に関与し、要介護状態等となることへの予防など、効果的、かつ効率的に推進します。

【リハビリテーション利用率の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
訪問リハビリテーション (%)	0.63	0.26*	0.31	0.70	0.80	1.00
通所リハビリテーション (%)	13.55	13.17*	12.88	13.55	13.55	13.55
介護老人保健施設 (%)	10.61	9.44*	10.12	10.61	10.61	10.61

※令和元(2019)年は令和2年2月サービス提供分まで反映

第2節 地域での自立した生活支援

1 地域での自立した生活支援

■ 現状

生活支援ハウスについては、高齢者虐待や自然災害時による緊急避難施設として、また、夏季・冬季の日常生活に不安のある高齢者等について住居の提供と安全の確保を図りました。

緊急通報システムについては、設置に電話回線が必要なことや安否確認の協力者の確保が難しいケースがあることから、現状のシステムを再検討する必要があります。

■ 今後の取組

それぞれ高齢者を支える安心材料となる必要な支援となっており、状況の変化に対応しながら事業の継続方法を検討します。

また、事業をホームページ等に掲載し、より多くの住民に周知します。

(1) 生活支援ハウス

■事業・取組の内容

- 自宅での生活に不安のある一人暮らしや高齢者のみの世帯の人で家族の援助を受けするのが困難な人が安心して生活を送れるよう生活の支援を行うものです。

【生活支援ハウスの実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数(人)	6	7	4	4	4	4
利用延人数 (延人数)	586	420	584	584	584	584

(2) 緊急通報システム

■事業・取組の内容

- 心身に不安を抱える一人暮らしの高齢者や高齢の身体障がい者等を対象に、身体に異常を感じたり、突発的な事故等で緊急に援助を求めたいときに、緊急ボタンを押すだけで24時間体制の受信センターに通報され、安否確認や支援を行うものです。

【緊急通報システムの実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年度末設置者数 (人)	48	45	48	48	48	48

(3) 短期宿泊事業

■事業・取組の内容

○介護や支援が必要な65歳以上の高齢者が在宅生活を継続できない場合、一時的に町と契約している介護保険施設等に宿泊できる事業です。

【生活支援ハウスの実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
利用者数(人)	2	3	2	2	2	2
利用延日数(延人数)	19	8	14	14	14	14

(4) 紙おむつ等支給事業

■事業・取組の内容

○在宅の高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ等を支給することにより、介護にかかる経済的負担の軽減を図る事業です。

【紙おむつ等支給の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
利用者数(人)	23	13	9	13	13	13

第3節 地域の連携強化

1 健康推進員、民生委員児童委員、福祉推進員の連携強化

■現状

地域における支え合いを前提とした“ともに生きる社会”の構築を目指し、自助・互助・共助・公助による福祉サービスを目指しています。

そうした中、地域で保健福祉活動を行っている健康推進員や民生委員児童委員、そして福祉推進員の活動の支援及び連携強化を図るため、社会福祉協議会や行政区長と連携しながら、地域保健福祉研修会、地域リーダー研修会を開催しています。

しかし、健康推進員や民生委員児童委員、福祉推進員の連携には地域間の温度差がみられ、多くの地域において地域リーダーの育成に至っていないのが現状です。

■今後の取組

今後、地域ケア推進会議や生活支援体制整備事業等を通して、関係者間の連携を図り、地域リーダーの育成を図ります。また、町民福祉研修会の開催により、関係者それぞれの役割を理解し、連携強化に努めます。

【町民福祉研修会の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
開催回数(回)	2	1	0*	1	1	1

※新型コロナウイルスの影響で中止または縮小

2 地域における住民同士の連携強化の促進

■ 現 状

生活支援体制整備事業において、集いの場や通いの場、生活支援の方法等について話し合いを行っています。また、運動やサロン、レクリエーションなど、地域の集会所等を活用してコミュニティ形成を図っています。

■ 今後の取組

今後、地域住民が主体的に地域生活課題を把握できるような事業を展開するとともに、常設型の見守り活動の創出により、運動やサロン、レクリエーションなどが主体的にできるような環境を整備します。

第4節 ボランティア活動の支援

1 ボランティア活動の支援

■ 現 状

ボランティア活動の社会的意義や福祉の理念であるノーマライゼーションの考え方、地域におけるボランティアの役割など、基本的な知識を正しく理解するための講座や教室の開催を支援しています。

第7期計画期間中においては、自然災害時に災害ボランティアセンターを立ち上げ、地域福祉の向上を図りました。

ボランティア自身による活動の普及啓発等が実施されていますが、ボランティア人員における若年者の減少があり、継続的なボランティア活動の実施が困難になりつつあります。

■ 今後の取組

今後も社会福祉協議会と協力して、継続的にボランティア活動が展開されるように支援します。

また、ボランティア活動の担い手の育成と、若年層のボランティア団体構成員の確保に努めます。

【ボランティア団体の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
団体数(団)	19	17	17	17	17	17

第4章 生きがづくり・交流の推進

第1節 スポーツ・レクリエーション、学習趣味活動の充実

1 スポーツ・レクリエーションの充実

■ 現 状

高齢者でも気軽に参加できるニュースポーツとして、ペタンク大会を開催しました。

また、老人クラブ連合会が中心となり、グラウンドゴルフ大会等を開催し、高齢者の健康増進や外出促進、仲間づくりの促進を図っています。

パークゴルフ練習場を整備したことにより、高齢者にパークゴルフ愛好者が増加しており、健康増進に寄与しました。

■ 今後の取組

気軽に楽しめる様々なニュースポーツの普及に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブの設立により高齢者のスポーツ人口の拡大を目指します。

また、パークゴルフ愛好者が増加していることから、大会や遠征など他町村との交流にもつなげます。

【高齢者スポーツ大会の開催の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数(回)	8	7	6	8	8	8
参加者数(人)	733	659	0*	593	532	478

※新型コロナウイルスの影響で中止または縮小



2 学習趣味活動

■ 現 状

シルバー交通大学において運転技能の低下の有無を確認する認定教育の受講を行っています。また、シルバー安全安心教室では、交通指導員による交通ルールの指導により高齢者の悲惨な事故防止に努めています。

毎年町民文化祭を開催し、学習や趣味活動の発表の場を提供しています。

■ 今後の取組

高齢者の増加に伴い、高齢ドライバーも増加することが予想されることから、交通ルールの学習機会を増やして高齢者の交通事故防止に努めます。また、運転免許証の返納による外出機会の減少による引きこもりや認知症予防に注意をはらう必要があるため、運転経歴証明書の取得を促し、町民バス無料券や天平の湯割引券など各種優遇制度の活用につなげます。

今後も引き続き、生涯を通して自己啓発に努め、自ら学ぶ意欲を持って生活できるよう、多様な学習の場を提供するとともに、公民館やくがね創庫での展示や町民文化祭等を開催し、学習の発表の場を設け、活力ある活動の推進に努めます。

【シルバー交通大学・教室への参加者の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
参加者数(人)	314	397	13*	399	399	399

※新型コロナウイルスの影響で中止または縮小

3 高齢者の就労支援

■ 現 状

高齢者が能力を発揮することにより生きがいづくりにつなげるため、シルバー人材センターの活動を支援していますが、新規会員の加入が減少しており、会員の平均年齢も年々上昇傾向にあります。

■ 今後の取組

少子高齢化の進展を踏まえ、一億総活躍が求められており高齢者の就労が不可欠となってくることから、引き続きシルバー人材センター運営費を補助するとともに、地域のニーズと多様な人材のマッチング機能の強化を検討することにより、高齢者の就労支援を継続して行います。

【シルバー人材センター会員数の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
会員数(人)	173	176	180	180	180	180
契約数(件)	1,434	1,385	1,403	1,403	1,403	1,403

第2節 交流活動の促進

1 交流活動の促進

■ 現 状

高齢者相互の交流や、子どもや若者と高齢者の世代間交流を進め、高齢者の知識や経験を後世代に伝えていくための支援をするものです。活動内容は以下の内容となります。

ア 子ども会や児童館での季節の行事・ボランティア活動等による交流

イ 箕岳白山小学校の実習田での米づくり体験学習の指導

ウ 地域に伝わる伝承芸能の指導（白山豊年踊り、お茶屋節など）

エ 竹とんぼ、コマ遊びなど昔の遊びを通じた子どもたちとの交流

このほか、敬老会を開催し、高齢者への敬老意識の醸成を図っていますが、年々参加者は減少傾向にあります。

■ 今後の取組

老人クラブへの活動補助金を継続し、子どもたちとの世代間交流や地域のふれあい活動を支援するとともに、保健福祉活動補助金を活用し、地域でのお茶っこ飲み会などサロン活動による高齢者の交流の場を広めます。

また、多くの高齢者が参加できるよう、各行政区単位での敬老会の開催を促します。

第3節 クラブ活動等への支援強化

1 クラブ活動等への支援強化

■ 現 状

高齢者が交流を深めながら生きがいづくりや健康づくりのための様々な活動を支援するものです。

ア 社会奉仕活動の推進（花いっぱい運動、清掃等の環境美化）

イ スポーツ・レクリエーション活動の推進

ウ 友愛活動の推進（民生委員児童委員との連携した独居・寝たきり高齢者宅の訪問）

上記のことなどクラブ活動等への支援を続けていますが、単位クラブによっては、会員の減少や活動に差異が生じており、解散する単位クラブも発生しているのが現状です。

■ 今後の取組

今後も引き続き、高齢者が生きがいのある人生を送れるよう、老人クラブ活動への助成を継続するとともに、老人クラブの活動内容を男性、女性、若年層向け、高齢者向けとするなど、誰もが参加しやすい体制づくりに努めます。

また、会員数の少ない単位クラブの統合や行政区を超えた交流などを進め、参加促進に努めます。

【老人クラブの会員数の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
クラブ数(クラブ)	37	36	35	35	35	35
会員数(人)	1,209	1,163	1,131	1,131	1,131	1,131

第5章 地域で安心して生活できる環境整備

第1節 災害時の支援体制の整備

1 災害時の支援体制の整備

■ 現状

社会福祉協議会や行政区長、民生委員児童委員、地域福社会長、自主防災組織及び地域住民と連携し、「おらほの支えあいマップ“わくや、”」を活用した災害時の支援体制の整備を図っています。

地域の自主防災組織の確立を支援し、地域ボランティアと連携して、避難誘導體制について確認作業を行うとともに、防災訓練などを通し、災害に備えた整備を行いました。

また、町と福祉事業所との間に協定を締結し、要配慮者の情報共有や災害時要配慮者支援チームを設置し、連携体制を整備しました。

■ 今後の取組

今後も引き続き、社会福祉協議会や行政区長、民生委員児童委員、福祉推進員及び自主防災組織と連携し、「おらほの支えあいマップ“わくや、”」を更新することにより災害時要援護者を把握するとともに、個別支援計画を作成します。

町内の福祉事業所等で組織する涌谷町福祉事業所連携推進会議との協定により、災害時要配慮者支援チームを編成し、「おらほの支えあいマップ“わくや、”」等を基に災害時の安否確認と福祉避難所への避難行動の支援を行います。

災害時要配慮者支援マニュアルの作成により、要支援者が福祉避難所等へ円滑に避難できる体制を強化します。



第2節 住環境の整備

1 高齢者の居住安定に係る施策との連携

■ 現状

介護予防給付による介護予防住宅改修の利用や、涌谷町における、住宅耐震化緊急促進アクションプログラム等、各計画の推進により安定的な居住の確保に努めています。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、介護や医療が連携して、高齢者の生活を支援する住宅の確保が重要であることから、入居する高齢者の保護と介護・医療が連携した、高齢者の生活を支援するサービス付き住宅の整備が重要です。

■ 今後の取組

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現が、保健・医療・福祉・介護などサービス提供の前提となります。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅や老人ホームに関する供給目標などについて、必要に応じて県と連携を図り定めていきます。

また、高齢者の住まいの質の向上や適切な介護基盤整備のため、県や関係機関と連携し、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、介護保険施設・居住系サービスの設置状況等の情報共有を図ります。

【介護サービス・居住サービス基盤整備見込】

区分		実績値		見込み	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護老人福祉施設	施設数	2	2	2	2	2	2
	定員	110	110	110	110	110	110
うち地域密着型	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0
介護老人保健施設	施設数	1	1	1	1	1	1
	定員	80	80	80	80	80	80
認知症対応型共同生活介護	施設数	3	3	3	3	3	3
	定員	42	42	42	51	51	51
小規模多機能型居宅介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0
養護老人ホーム	施設数	0	0	0	0	0	0
	入居者	14	11	11	11	11	11
軽費老人ホーム	施設数	0	0	0	0	0	0
	入居者	0	0	0	0	0	0
生活支援ハウス	施設数	1	1	1	1	1	1
	入居者	4	4	4	4	4	4

第3節 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備

1 地域力の強化推進

■ 現状

少子高齢化や核家族の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

■ 今後の取組

社会福祉協議会との協働で、住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援します。

2 多機関の協働による包括的支援体制の構築

■ 現状

社会構造の変化とともに高齢者や町民、各家庭で抱える問題の複合化・複雑化が進んでいます。そのような状況の中、個人や一つの機関による問題解決は年々難しくなっており、地域におけるそれぞれの専門分野が協力して、包括的に支援することが求められています。

涌谷町では、包括的な支援体制の構築に向け、国のモデル事業である多機関との協働による包括的支援体制構築事業に取り組み、地域包括支援センターに相談支援包括推進員を配置するとともに、相談支援包括化推進会議を組織し、個別会支援議や相談支援機関のネットワークの構築を図ってきました。

■ 今後の取組

今後は、子育て支援や生活困窮者自立支援等も含め、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備に取り組んでいく必要があります。

(1) 包括的な支援体制の構築

社会福祉協議会の総合相談や各相談機関において、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め、必要な支援機関につなぎます。

(2) 他機関の協働による支援体制の構築

各相談機関で受け止めた相談のうち、複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、相談支援包括化推進会議を核とし、支援会議や相談支援機関のネットワークを構築します。

(3) アウトリーチを通じた継続的支援及び参加支援

関係機関とのネットワークの中から、必要な支援が届いていない潜在的な相談者や社会とのつながりが希薄化している世帯を把握し、アウトリーチ（訪問支援）等による支援を行います。

第3部 介護保険事業の見込み

第1章 介護保険サービス事業量の設定

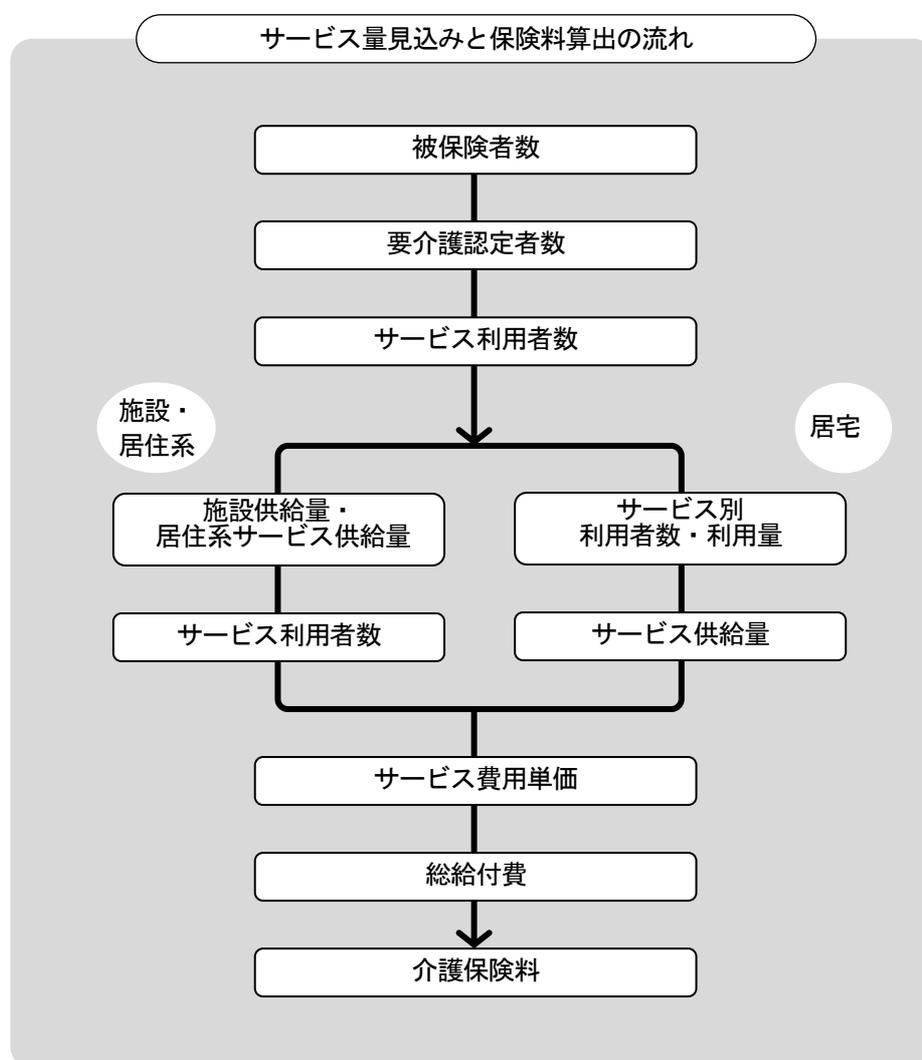
第2章 介護保険事業費、介護保険料の見込み

第1章 介護保険サービス事業量の設定

第1節 介護保険サービス事業量設定の基本的な考え方

1 サービス量の推計方法

第8期介護保険事業計画の計画年度である令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの各サービス量については、計画年度における推計高齢者人口や第7期計画期間である平成30(2018)年度から令和2(2020)年度途中の介護保険サービス利用状況を基に、計画期間における各年度の要介護認定者数と要介護度別のサービス利用率、1人当たりのサービス利用回数等を推計して必要量を求めたものです。



※ 「施設・居住系」「居宅」とも、介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスを含みます。

2 介護保険サービス見込みの基本的な方向性

以下に介護・介護予防サービスの実績及び計画値を設定します。

サービスの体系及び見込みの基本的な方向性は以下のとおりです。

	介護サービス	介護予防サービス
居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修 特定施設入居者生活介護 居宅介護支援	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防住宅改修 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防支援
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
施設サービス	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	

- ◎ 要支援・要介護認定者の増加に伴い、介護予防サービス、介護サービスの増加が見込まれます。
- ◎ 引き続き、在宅生活を続けながら日常生活を送ることができるよう、医療と介護の連携に努めサービス提供体制の整備を推進します。
- ◎ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、令和3（2021）年度に9床増加を予定しており、利用についても増加を見込んでいます。
- ◎ 介護老人福祉施設（特養）は、令和4（2022）年度に近隣町で増床を予定しており、涌谷町からの利用は10床分の増加を見込んでいます。
- ◎ 令和元（2019）年度、令和2（2020）年度の利用実績・利用見込みが0人のサービスについては、利用見込みを0としています。
（ケアプランにおいて利用を行うこととされた場合は利用可能です）

第2節 居宅サービス

1 訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他日常生活上の援助を行うサービスです。(介護予防訪問介護は、平成30(2018)年度以降、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。)

【実績値と計画値】

	実績値		見込み 令和2年度 (2020)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護件数(回/月)	2,265	1,807	1,501	1,363	1,377	1,391

2 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、入浴が困難な要介護者の居宅を巡回入浴車等で訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

介護予防訪問入浴介護は、要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的として行うサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み 令和2年度 (2020)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防件数(回/月)	0	0	0	0	0	0
介護件数(回/月)	131	123	104	96	95	98

3 訪問看護

訪問看護は、主に在宅の重度者の対応を行うもので、医師の判断に基づき、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の指導と診療の補助を行うサービスです。

介護予防訪問看護は、要支援者の居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み 令和2年度 (2020)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防件数(回/月)	78	92	99	108	108	108
介護件数(回/月)	630	585	581	606	629	634

4 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士が要介護者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを行うもので、在宅生活を継続していくために利用が望ましいサービスです。

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者の居宅において、介護予防を目的として受けるサービスで、涌谷町では、主に訪問看護事業所として実施しています。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
予防件数 (回/月)	12	4	24	24	24	24
介護件数 (回/月)	61	17	14	13	13	13

5 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、訪問リハビリテーション同様、地域ケアの推進のために重要なサービスであり、医師や歯科医師、薬剤師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

介護予防居宅療養管理指導は、要支援者が居宅において、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
予防件数 (人/月)	2	3	4	5	5	5
介護件数 (人/月)	72	68	71	72	76	76

6 通所介護

通所介護は、居宅サービスで最も利用されているサービスで、要介護者がデイサービスセンター等に通って、入浴、排せつ等の介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練等を受けるサービスです。(介護予防通所介護は、平成30(2018)年度以降、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。)

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
介護件数 (回/月)	1,596	1,496	1,460	1,427	1,502	1,535

7 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、在宅生活の維持に向けた機能訓練の役割が大きく、要介護者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み 令和2年度 (2020)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防件数（人/月）	33	37	36	36	36	36
介護件数（回/月）	756	732	754	762	787	802

8 短期入所生活介護

短期入所生活介護は、訪問介護、通所介護等とともに、在宅介護の根幹的なサービスであり、要介護者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護老人福祉施設等に短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み 令和2年度 (2020)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防件数（日/月）	16	16	12	13	13	13
介護件数（日/月）	286	227	300	338	334	340

9 短期入所療養介護

短期入所療養介護は、要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

介護予防短期入所療養介護は、要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み 令和2年度 (2020)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防件数（日/月）	3	2	10	11	11	11
介護件数（日/月）	127	120	78	65	64	64

10 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、多様な住まいを確保するためのサービスであり、要介護者が有料老人ホームやケアハウス等の特定施設において、サービス計画に基づき入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者が特定施設（介護専用型特定施設を除く）において、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み 令和2年度 (2020)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防件数（人/月）	0	0	0	0	0	0
介護件数（人/月）	5	9	21	21	21	21

11 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者が日常生活を送るうえで必要とする「車イス」や「特殊ベッド」等の用具を貸与するサービスです。

介護予防福祉用具貸与は、要支援者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具を貸与するサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み 令和2年度 (2020)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防件数（人/月）	65	68	72	74	74	74
介護件数（人/月）	289	274	272	269	278	280

12 特定福祉用具購入費

福祉用具購入費は、「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」等、貸与になじまない排せつや入浴に使用する福祉用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

介護予防福祉用具購入費は、要支援者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
予防件数 (人/月)	2	1	1	2	2	2
介護件数 (人/月)	4	2	5	5	5	5

13 住宅改修

住宅改修は、「手すりの取り付け」、「段差の解消」、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」、「引き戸等への扉の取り替え」、「洋式便器等への便器の取り替え」、その他これらの工事に付帯して必要となる住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

介護予防住宅改修は、要支援者が住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
予防件数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
介護件数 (人/月)	2	1	2	2	2	2

14 居宅介護支援

居宅介護支援は、要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス（施設サービスを除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスです。

介護予防支援は、要支援者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスで、包括的なケアマネジメントは地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所が連携しながら行います。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
予防件数 (人/月)	95	102	102	104	101	102
介護件数 (人/月)	431	417	410	393	401	406

第3節 地域密着型サービス

1 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）やデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練等を受けるサービスです。

介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の要支援者が介護老人福祉施設やデイサービスセンターに通い、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み 令和2年度 (2020)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防件数（回/月）	12	22	17	17	18	18
介護件数（回/月）	312	316	269	265	268	269

2 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の要支援者が共同生活を営む住居において、介護予防を目的として、入浴や食事の提供等、日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み 令和2年度 (2020)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防件数（人/月）	0	0	0	0	0	0
介護件数（人/月）	49	50	53	67	67	67

3 地域密着型通所介護

通所介護のうち、サービス利用者が小規模で地域住民が主に利用している事業所については、平成28（2016）年度から「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービスに分類されました。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み 令和2年度 (2020)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護件数（人/月）	809	836	845	931	944	944

4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応するサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護件数(人/月)	1	0	0	0	0	0

5 その他のサービス

以下のサービスについては、町内に提供事業者がないことから、第8期計画期間中には利用を見込まないものとします。ただし、長期的に高齢者人口の増加が見込まれることから、必要な事業の種類を選定、事業者の確保等について、準備を進めます。

サービスの種類	概要
夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護は、要介護者を対象に、夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受け、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の常生活上の援助を行うサービスです。
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用するサービスで、居宅やサービス拠点に通い、もしくは短期間宿泊し、サービス拠点で入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。 介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援者が居宅やサービス拠点に通い、もしくは短期間宿泊し、介護予防を目的として、サービス拠点で入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者を対象に、サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の援助を受けるサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。

第4節 施設サービス

1 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を受けられます。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護件数（人/月）	102	116	126	126	126	136

※人数は実人数

2 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理下での介護、機能訓練、その他日常生活上の世話等を受けられます。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護件数（人/月）	103	92	99	96	96	96

※人数は実人数

3 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、長期間にわたる療養が必要な要介護者が、介護体制の整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療等を受けられます。長期療養が必要な高齢者が入所し、医学的な管理のもと、介護や医療のサービスが受けられる施設です。（令和5（2023）年度末までに介護医療院等への転換が予定されています。）

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護件数（人/月）	1	0	0	0	0	0

※人数は実人数

4 介護医療院

令和5（2023）年度末までに廃止を予定している「介護療養型医療施設」の主な転換先である要介護者向けの介護施設です。日常生活の身体介助や生活支援に加え、介護療養型医療施設で行われている「日常的な医学管理」、「看取りやターミナルケア」といった、医療的ケアを行える施設となっています。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護件数（人/月）	0	0	0	1	1	1

※人数は実人数

第2章 介護保険事業費、介護保険料の見込み

第1節 介護保険事業費の見込み

1 介護予防給付に係る給付費

要支援1・2の認定者が利用できる「介護予防給付」の給付費を下表のとおり見込みます。

【介護予防給付の見込み】

(単位：千円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
◎介護予防サービス	27,522	27,535	27,535
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	3,973	3,976	3,976
介護予防訪問リハビリテーション	805	806	806
介護予防居宅療養管理指導	365	365	365
介護予防通所リハビリテーション	14,076	14,084	14,084
介護予防短期入所生活介護	1,066	1,066	1,066
介護予防短期入所療養介護（老健）	1,092	1,093	1,093
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,717	4,717	4,717
特定介護予防福祉用具購入費	481	481	481
介護予防住宅改修	947	947	947
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
◎地域密着型介護予防サービス	1,957	2,025	2,059
介護予防認知症対応型通所介護	1,957	2,025	2,059
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
◎介護予防支援	5,539	5,379	5,433
介護予防給付費計（小計）→（I）	35,018	34,939	35,027

2 介護給付に係る給付費

要介護1～5の認定者が利用できる「介護給付」の給付費を下表のとおり見込みます。

【介護給付の見込み】

(単位：千円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
◎居宅サービス	469,696	476,896	484,983
訪問介護	51,333	51,906	52,401
訪問入浴介護	14,164	14,028	14,571
訪問看護	32,953	34,159	34,547
訪問リハビリテーション	484	462	462
居宅療養管理指導	5,450	5,776	5,776
通所介護	145,850	147,057	150,797
通所リハビリテーション	84,330	87,420	89,271
短期入所生活介護	32,792	32,235	32,981
短期入所療養介護（老健）	7,833	7,759	7,733
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	43,137	44,698	45,048
特定福祉用具販売	1,773	1,773	1,773
住宅改修	1,734	1,734	1,734
特定施設入居者生活介護	47,863	47,889	47,889
◎地域密着型サービス	330,168	331,779	331,859
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	87,891	89,098	89,098
認知症対応型通所介護	33,194	33,482	33,562
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	209,083	209,199	209,199
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
◎介護保険施設サービス	737,492	737,902	769,028
介護老人福祉施設	411,970	412,199	443,325
介護老人保健施設	321,414	321,592	321,592
介護医療院	4,108	4,111	4,111
介護療養型医療施設	0	0	0
◎居宅介護支援	67,872	69,442	70,305
介護給付費計（小計）→（Ⅱ）	1,605,228	1,616,019	1,656,175
総給付費（合計：（Ⅰ）+（Ⅱ））	1,640,246	1,650,958	1,691,202

第2節 第1号被保険者保険料の見込み

1 介護保険事業費

保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、大きく標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合算したものです。

【介護保険事業費の見込み】

(単位：円)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合 計
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	1,640,246,000	1,650,958,000	1,691,202,000	4,982,406,000
特定入所者介護サービス費等給付額	74,558,426	70,267,551	70,740,078	215,566,055
高額介護サービス費等給付額	34,782,801	34,961,090	35,196,858	104,940,749
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,594,770	2,614,924	2,632,558	7,842,252
算定対象審査支払手数料	1,317,360	1,327,620	1,336,560	3,981,540
標準給付費計	1,753,499,357	1,760,129,185	1,801,108,054	5,314,736,596
地域支援事業に係る費用	92,069,857	92,399,306	92,546,617	277,015,780
介護保険事業費（計）	1,845,569,214	1,852,528,491	1,893,654,671	5,591,752,376

2 介護保険の財源

標準給付費は、国、都道府県、市町村による公費と、第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料により、50%ずつ負担する仕組みとなっています。被保険者の負担分のうち、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、高齢化の進行などにより人口の構成比が変化することから、計画期間（3年）ごとに見直しされ、第8期計画においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%になります。

なお、標準給付費の国庫負担分である居宅給付費の25%、施設等給付費の20%のうち、それぞれ5%にあたる額は、市町村間の財政力格差を調整するため、調整交付金として交付されます。この調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の高齢者年齢構成（65～74歳、75～84歳、85歳以上の3区分）の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて変動しますので、それによって、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

また、地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業費は居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業費と任意事業費については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

【標準給付費の負担割合】

標準給付費	居宅給付費				
	第1号保険料 23.0%	第2号保険料 27.0%	国 25.0%	都道府県 12.5%	市町村 12.5%
	施設等給付費				
	第1号保険料 23.0%	第2号保険料 27.0%	国 20.0%	都道府県 17.5%	市町村 12.5%

- ※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。
- ※ 居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

【地域支援事業費の負担割合】

地域支援事業費	①介護予防・日常生活支援総合事業費				
	第1号保険料 23.0%	第2号保険料 27.0%	国 25.0%	都道府県 12.5%	市町村 12.5%
	②包括的支援事業費 ③任意事業費				
	第1号保険料 23.0%	国 38.5%	都道府県 19.25%	市町村 19.25%	

3 第1号被保険者保険料について

(1) 第1号被保険者保険料の推計

第1号被保険者における第8期介護保険料基準額（月額）は、各種サービス量や給付費の見込み等に基づき、厚生労働省が運営している「地域包括ケア「見える化」システム」において算定作業を行い、第7期を維持して6,000円となりました。

【介護保険事業費の見込み】

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
第1号被保険者数	5,778	5,790	5,799	17,367
前期(65～74歳)	2,906	2,866	2,823	8,595
後期(75歳～)	2,872	2,924	2,976	8,772
所得段階別加入割合補正後被保険者数	5,615	5,626	5,635	16,876
総給付費	1,640,246,000	1,650,958,000	1,691,202,000	4,982,406,000
特定入所者介護サービス費等給付額	74,558,426	70,267,551	70,740,078	215,566,055
高額介護サービス費等給付額	34,782,801	34,961,090	35,196,858	104,940,749
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,594,770	2,614,924	2,632,558	7,842,252
算定対象審査支払手数料	1,317,360	1,327,620	1,336,560	3,981,540
標準給付費見込額 (A)	1,753,499,357	1,760,129,185	1,801,108,054	5,314,736,596
地域支援事業費 (B)	92,069,857	92,399,306	92,546,617	277,015,780
第1号被保険者負担相当額 (C)	424,480,919	426,081,553	435,540,574	1,286,103,046
調整交付金相当額 (D)	90,134,258	90,474,416	92,527,380	273,136,054
調整交付金見込交付割合 (E)	6.29%	5.85%	5.45%	
後期高齢者加入割合補正係数 (F)	0.9721	0.9914	1.0094	
所得段階別加入割合補正係数 (G)	0.9711	0.9714	0.9711	
調整交付金見込額 (H)	113,389,000	105,855,000	100,855,000	320,099,000
財政安定化基金拠出金見込額 (I)				0
財政安定化基金拠出率 (J)		0.0000%		
財政安定化基金償還金				0
準備基金取崩額				42,300,000
審査支払手数料1件あたり単価	60	60	60	
審査支払手数料支払件数	21,956	22,127	22,276	
保険料収納必要額 (K)				1,196,840,101
予定保険料収納率 (L)		98.50%		

保険料(基準額) : $K \div L \div 10,889人 \div 12か月$

6,000円(推計値)

(2) 第1号被保険者で賄う介護保険料収納必要額

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの介護保険事業費見込額から第1号被保険者で賄う保険料収納必要額は、次のように算出します。

【第1号被保険者で賄う介護保険料収納必要額】

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの介護保険事業費見込額 5,591,752,376円 (A)+(B)
×
第1号被保険者で賄う保険料の標準割合: 23%
=
第1号被保険者保険料負担分相当額 1,286,103,046円 (C)
+
調整交付金相当額 273,136,054円 (D)
-
調整交付金見込額 320,099,000円 (H)
+
財政安定化基金拠出金見込額 0円 (I)
+
財政安定化基金償還金 0円
-
準備基金取崩額 42,300,000円
=
令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの保険料収納必要額 1,196,840,101円 (K)

(3) 保険料（基準額）の算定

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの保険料収納必要額から第1号被保険者の保険料（基準額）を算出すると、次のようになります。

【保険料（基準額）の算定】

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの保険料収納必要額 1,196,840,101円（K）
÷
予定保険料収納率（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの平均予定収納率） 98.50%（L）
÷
補正第1号被保険者数 16,876人 ※補正第1号被保険者数とは65歳以上を所得に応じて1段階から9段階に分けて各段階の割合に被保険者数を乗じて算出します。例えば、1段階の割合は0.5なので被保険者数も0.5人換算し、9段階の割合は1.7なので被保険者数も1.7人換算します。
＝
年額 72,000円（基準額） ※72,000円÷12か月＝ 6,000円 （1か月当たり保険料）

(4) 第1号被保険者の所得段階別保険料

第8期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料は以下のとおりです。

【第1号被保険者の所得段階別保険料（月額）】

区 分			計算方法	保険料月額
第1段階	本人が町民税非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.50	3,000円
第2段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.75	4,500円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.75	4,500円
第4段階	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.90	5,400円
第5段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.00	6,000円
第6段階	本人が町民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	7,200円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30	7,800円
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50	9,000円
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上	基準額×1.70	10,200円

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進体制

第2章 介護保険の円滑な制度運営のための方策

第1章 計画の推進体制

第1節 推進体制の充実

本計画に掲げられている施策は、保健福祉分野をはじめ、高齢者の生活環境を支える様々な分野が関連していることから、健康課・福祉課を中心に連携し、現状や課題、施策の方向性等を共有しながら、施策を推進します。

第2節 住民参加の推進

計画の推進にあたっては、行政のみでは限界があり、高齢者を支えるきめ細かなサービス展開を図るためには、元気な高齢者も含めた町民がサービスの担い手となって支えていく体制が必要です。

そのため、町民をはじめとする多様な主体の参画を促し、地域共生社会の実現に向けて協働による施策の展開を推進します。

第3節 介護保険事業の周知と計画の公表

社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度の趣旨やサービス内容等についての正しい理解のもと、保険料の納付やサービス利用が行われるよう、ポスターや広報紙等、様々な媒体や機会を通じて、若い世代から高齢者まで幅広く周知します。

また、本計画の内容についてはホームページで公表するなど、計画の趣旨や制度の改正等について普及啓発に努めます。

第4節 進捗状況の点検・評価

本計画の実施にあたっては、計画に掲げる施策や取り組みが高齢者のニーズに応じて的確に実行されているかなど、定期的に進捗状況を点検し、その結果に基づいて対策を検討するPDCAサイクルを構築し、効果的かつ効率的に推進します。

第2章 介護保険の円滑な制度運営のための方策

団塊世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22（2040）年に向けて、町民、関係団体及び事業者等と連携しながら、次のような方策のもと、介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進します。

第1節 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築に向けて施策を推進し、在宅医療・介護の連携推進・認知症施策の推進、地域ケア会議の充実・生活支援、介護予防の充実等、地域包括支援センターの機能充実を図ります。

第2節 ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができるよう支援するためには、ケアマネジメント機能を強化していくことが不可欠であり、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について適切かつ積極的に取り組みます。

第3節 介護予防・認知症対策の積極的な推進

要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、地域支援事業における介護予防事業や、予防給付（介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やその悪化の予防に取り組みます。

また、認知症への理解や早期発見、早期対応を図るため、認知症初期集中支援チームを中心とした支援体制の構築や、認知症地域支援推進員の配置、認知症サポーターを養成することで、広く情報を把握できる機会を創出するとともに、民生委員児童委員やボランティア団体等とも連携を深め、身近で気軽に相談できる体制を構築します。

第4節 介護人材の確保及び業務効率化の取組

全国的に高齢化が進む中、今後も介護需要は引き続き高まることが想定されます。そのため、不足する介護人材の確保に向けて、県とも連携しながら外国人労働者や他業種など人材の新規参入の促進を図るとともに、潜在有資格者の掘り起こしを推進します。

また介護現場の負担軽減のため、業務改善や事業所から町に提出する書類等の簡素化、情報通信技術（ICT）を活用した業務の効率化等の取り組みを総合的に推進します。

第5節 感染症対策に係る体制整備

介護保険施設や事業所と連携し、訓練の実施や感染症拡大防止策の啓発等、日頃からの感染症対策へ対する備えを進め、連携体制を構築します。

国、県と保健・介護・福祉等の関係機関が連携し、感染症対策の新たな課題検討に取り組みます。

また、日頃から感染症対策に必要な物資を備蓄するとともに、在庫量と使用量、必要量を整理するよう、事業所等に周知啓発を図ります。

新型コロナウイルスの感染拡大防止による外出自粛の長期化によって、高齢者の健康への影響や ADL（日常生活動作）の低下が懸念されることから、新たな生活様式に対応したフレイル予防の手法等の普及促進を図ります。

感染リスクが高まる「5つの場面」

<p>場面① 飲酒を伴う懇親会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。 ● 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。 ● また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。 	<p>場面② 大人数や長時間におよぶ飲食</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。 ● 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。 	
<p>場面③ マスクなしでの会話</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイク口飛沫感染での感染リスクが高まる。 ● マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。 ● 車やバスで移動する際の中中でも注意が必要。 	<p>場面④ 狭い空間での共同生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。 ● 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。 	<p>場面⑤ 居場所の切り替わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。 ● 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。 

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下(*)を維持
*機械換気の場合、窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



出典：新型コロナウイルス感染症対策推進室（内閣官房）ホームページ

第6節 国・県による市町村支援

各市町村が保険者機能の強化を図る際には国と県による重層的な支援が受けられるよう、平成29（2017）年の法改正において県による市町村支援が法律上に位置づけられ、これにより市町村は、県から積極的かつ丁寧な支援を受けることができるようになりました。

広域的観点からの介護給付等対象サービスや、地域密着型介護老人福祉施設または指定介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況の把握、介護療養病床を持つ医療機関に入院している高齢者の実態や介護保険施設等への転換の予定等に関する調査の実施、複数の市町村による広域的取り組みなど介護給付等対象サービスを提供する体制の確保についても県による支援制度を活用しながら施策の推進を図ります。

また、介護保険制度への信頼を維持していく観点から、介護給付等対象サービスの提供事業者について、事業者の指導監督等、県と十分な連携をとりながら対応していきます。



涌谷町

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年3月

発行／涌谷町町民医療福祉センター 健康課・福祉課

〒987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南278

TEL (0229) 43-5111 (代)

FAX (0229) 43-5715

